

平成23年第1回砂川市議会定例会
第2予算審査特別委員会

平成23年3月14日（月曜日）第1号

開会宣告

正・副委員長の互選

開議宣告

議案第14号 砂川市専用水道施設条例を廃止する条例の制定について

議案第17号 砂川市個別排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について

議案第20号 砂川市水道料金等助成条例の一部を改正する条例の制定について

議案第24号 砂川市と中空知広域水道企業団における下水道使用料の算定に関する事務等の委託に関する規約の変更について

議案第16号 砂川市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

議案第18号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第19号 砂川市交通安全対策会議に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第21号 砂川市と歌志内市における旅券交付申請及び交付に関する事務の委託に関する規約の制定について

議案第22号 砂川市と奈井江町における旅券交付申請及び交付に関する事務の委託に関する規約の制定について

議案第23号 砂川市と上砂川町における旅券交付申請及び交付に関する事務の委託に関する規約の制定について

議案第25号 市道路線の変更について

議案第 8号 平成23年度砂川市一般会計予算

議案第 9号 平成23年度砂川市国民健康保険特別会計予算

議案第10号 平成23年度砂川市下水道事業特別会計予算

議案第11号 平成23年度砂川市介護保険特別会計予算

議案第12号 平成23年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算

議案第13号 平成23年度砂川市病院事業会計予算

散会宣告

○出席委員（12名）

委員長 増田吉章君

副委員長 土田政己君

委員 矢野裕司君

委員 飯澤明彦君

中江清美君

吉浦やす子君

一ノ瀬 弘 昭 君
東 英 男 君
小 黒 弘 君

尾 崎 静 夫 君
辻 勲 君
沢 田 広 志 君
(議 長 北 谷 文 夫)

○欠席委員 (0名)

○ 第2予算審査特別委員会出席者 ○

1. 本委員会に説明のため出席を求めた者

砂 川 市 長 菊 谷 勝 利
砂 川 市 監 査 委 員 奥 山 昭

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者

副 市 長 小 原 幸 二
総 務 部 長 者 角 丸 誠 一
兼 会 計 管 理 者
総 務 課 長 古 木 信 繁
総 務 課 副 審 議 監 和 泉 肇
広 報 広 聴 課 長 湯 浅 克 己
広 報 広 聴 課 副 審 議 監 近 藤 恭 史
税 務 課 長 熊 崎 一 弘
会 計 課 長 高 橋 伸 二
市 民 部 長 井 上 克 也
市 民 生 活 課 長 高 橋 豊
社 会 福 祉 課 長 峯 田 和 興
兼 子 ども 通 園 セ ン タ ー 所 長
介 護 福 祉 課 長 福 士 勇 治
兼 ふ れ あ い セ ン タ ー 所 長
経 済 部 長 栗 井 久 司
商 工 労 働 観 光 課 長 河 原 希 之
農 政 課 長 小 林 哲 也
建 設 部 長 西 野 孝 行
建 設 部 技 監 長 金 田 芳 一
兼 土 木 課 長
建 設 部 審 議 監 山 梨 政 己
建 築 住 宅 課 長 佐 藤 武 雄
建 築 住 宅 課 副 審 議 監 金 丸 秀 樹

下水道課長	荒木政宏
市立病院事務局長	小俣憲治
市立病院事務局審議監 兼管理課長	佐藤進
医事課長	佐々木裕二
改築推進課長	氏家実孝
地域医療連携課長	梶浦孝

3. 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者

教育長	四反田孝治
教育次長 兼スポーツ振興課長	森下敏彦
学務課長 兼学校給食センター所長	橋正紀
社会教育課長 兼公民館長 兼図書館長	田伏清己

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者

監査事務局局長	中出利明
---------	------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者

選挙管理委員会事務局長	角丸誠一
選挙管理委員会事務局次長	古木信繁

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者

農業委員会事務局長	栗井久司
農業委員会事務局次長	小林哲也

7. 本委員会の事務に従事する者

事務局長	河端一寿
事務局次長	加茂谷和夫
庶務係長	佐々木純人
議事係長	石川早苗

開会 午前11時22分

◎開会宣告

○議長 北谷文夫君 ただいまから第2予算審査特別委員会を開きます。

◎正・副委員長の互選

○議長 北谷文夫君 お諮りいたします。

正副委員長の互選については、慣例により私から指名することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、私から指名いたします。

第2予算審査特別委員長には増田吉章委員、同副委員長には土田政己委員を指名いたします。

休憩 午前11時23分

〔委員長 増田吉章君 着席〕

再開 午前11時23分

○委員長 増田吉章君 ただいまご指名をいただきました私増田、それと土田政己副委員長ともどもよろしくお願いたします。

ここでお諮りします。本日の委員会に村上氏より委員会傍聴の申し出がありました。このことについて許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、委員会傍聴を許可することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時24分

再開 午前11時24分

○委員長 増田吉章君 直ちに休憩中の会議を再開します。

◎開議宣告

○委員長 増田吉章君 直ちに議事に入ります。

○委員長 増田吉章君 本委員会に付託されました議案第14号 砂川市専用水道施設条例を廃止する条例の制定について、議案第17号 砂川市個別排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号 砂川市水道料金等助成条例の一部を改正する条例の制定について、議案第24号 砂川市と中空知広域水道企業団における下水道使用料の算定に関する事務等の委託に関する規約の変更について、議案第16号 砂川市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号 砂川市交通安全対策会議に関する

る条例の一部を改正する条例の制定について、議案第21号 砂川市と歌志内市における旅券交付申請及び交付に関する事務の委託に関する規約の制定について、議案第22号 砂川市と奈井江町における旅券交付申請及び交付に関する事務の委託に関する規約の制定について、議案第23号 砂川市と上砂川町における旅券交付申請及び交付に関する事務の委託に関する規約の制定について、議案第25号 市道路線の変更について、議案第8号 平成23年度砂川市一般会計予算、議案第9号 平成23年度砂川市国民健康保険特別会計予算、議案第10号 平成23年度砂川市下水道事業特別会計予算、議案第11号 平成23年度砂川市介護保険特別会計予算、議案第12号 平成23年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算、議案第13号 平成23年度砂川市病院事業会計予算の17件を一括議題とします。

お諮りします。審査の方法としては、まず予算先議議案の審査を行い、次に一般会計を行うこととし、歳出を款項ごとに、続いて地方債及び歳入の審査の順で行い、次に特別会計の歳入歳出、事業会計の収入支出を一括審査する方法を進みたいと思います。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように進めてまいります。

初めに、議案第14号 砂川市専用水道施設条例を廃止する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

尾崎静夫委員。

○尾崎静夫委員 議案第14号について、内容的には提案説明の中で十分理解をさせてもらっておりますが、このことについて該当する地域への説明会、またその状況と地域住民の声といたしますか、意見をどのように把握されているかだけを確認させてください。

○委員長 増田吉章君 下水道課長。

○下水道課長 荒木政宏君 私のほうから地域説明会のほうについてのご説明をさせていただきます。

2月の17日、北光袋地の町内会館におきまして、対象世帯19世帯、うち1つが町内会館というところで、17世帯の方の出席で開催させていただきました。開催の中身につきましては、前段の経過と今後のスケジュールということと、水をもらう方法等についてのご説明をさせていただきました。経過につきましては、昨年9月28日に砂川市長、砂川副市長が新十津川町にございます西空知広域水道企業団の里見浄水場のほうに出向きまして、企業長にございます新十津川町長さんのほうに協議の申し入れをさせていただいたというようなところでございます。その後、順次事務局レベル的な打ち合わせをさせていただきまして、3月の議会に向けて準備が整いましたということで地域のほうにご説明に伺わさせていただいたところでございます。中身につきましては、このような形で平成

23年度の11月ごろをめどに給水開始させていただきたいという旨の説明とスケジュール的なもの、それとあと費用のほうにつきましては今回の条例で提案させていただいておりますが、対象世帯の方につきましては世帯の方でございますが、差額については市のほうで差額を交付させていただきたいという旨の説明をいたしました。

地先のほうから説明は3点ほどございました。1点目につきましては、今度は西空知広域水道企業団さんの修理や何か頼む業者さんはそちらのほうになるのですねというようなところで、そうなりますということでお答えしております。また、2点目につきましては、これは今回砂川市のほうで差額を持つというお話なのですけれども、これですっとやっていただけるのですかというようなお話がございました。それについては、これは料金というものについては議会で料金を決めるものでございますので、それは永久ということにはなりません。ただし、議決を伴うものでございますので、考え方等はぶれることなく市全体で動くものだというふうに思いますので、ご理解をくださいということで終わっております。3点目につきましては、過去全体からございます赤水の件でございます。赤水はどうなるのかということでお話ありました。答えといたしましては、少なくなる方向には向かうことは間違いございませんと。ただ、当面の間は多少あるかもしれませんと。水道管の中についている赤さびみたいなものが安定するまでの間についてはちょっとご辛抱いただきたいという旨でご理解をいただいて帰ってきたところでございます。

全体的な意向といたしましては、最後でございますけれども、これで本日の説明会は終わりますと言ったところで会場に来られた二、三の方からよろしく願いますというような声が上がってほっとしたというところでございます。これが全体的なことなのかというふうに言われればあれなのでございますけれども、そういうような形でまとまって終わったというところでございます。

○委員長 増田吉章君 尾崎静夫委員。

○尾崎静夫委員 地域説明会をして、好意的な反応が一部あったということでございますけれども、最終確認をして、どうかこの事業を遅滞のないような形で進めていただきたいことを要望して終わります。

○委員長 増田吉章君 土田政己委員。

○土田政己委員 少し質疑させていただきましても、今の給水開始は10月ごろという話ありましたのですけれども、この協定書を見ると当該給水にかかわる条例、規約等の議決案件がそれぞれの議会で承認され、次項に定める工事等を行う云々と、こう書いてあるのですけれども、これは今回この条例を廃止されるのですけれども、これは給水前に新たな条例制定があるのかどうなのか、ちょっとお伺いをしたいと思うのですが。

○委員長 増田吉章君 下水道課長。

○下水道課長 荒木政宏君 新たな条例を予定しているかということですが、それは予定しておりません。

○委員長 増田吉章君 建設部長。

○建設部長 西野孝行君 砂川市で議決をいただく案件については、予算を含めて今議会に提案させていただいております。この後、西空知広域水道企業団のほうで給水条例等々の改正条例が予定されておまして、そういったのがすべて議決になったとき本協定を結ぶというような段取りで考えているところでございます。

○委員長 増田吉章君 土田政己委員。

○土田政己委員 もう一点、料金のことでお伺いしたいのですけれども、先ほど当面の間差額を市が補償するのですけれども、今後こちらの中空知の広域水道と当然西空知の広域水道の場合、運営状況も違うから料金の変更は、同じにならないことはあり得ますよね。中空知は中空知企業団で決めるし、西空知は西空知の企業団で料金を設定するということになるわけですが、その場合私たちが今言われている砂川、これから料金改定、どういうふうになるかわかりませんが、あった場合、必ずしも中空知と西空知、同じ料金になるとは限らないわけなので、そうなった場合は西空知の企業団から給水を受ける袋地の住民の皆さんは、そこの料金設定になるというふうに理解していいのかどうかお伺いしたい。今当分は差額補償するのですけれども、将来的に料金が上がったときに違う料金になるのではないかと考えますが、どうなのでしょう。

○委員長 増田吉章君 建設部長。

○建設部長 西野孝行君 現在専用水道の水道料金については、中空知水道企業団と同一料金にしておまして、今後につきましても西空知から給水を受けることになった後におきましても、基本的には市内同一料金で推移したいということでの今回のご提案でございまして、それは中空知広域水道企業団の料金を基準に置いて現在考えてございます。それは、西空知のほう若干料金が高いということもございまして、水道料金の変更をもたらさないためには中空知の料金を基本として考えていくと。そして、中空知の料金改定があった、あるいは西空知の料金改定があったというときにおきましても市内同一料金という今の考え方の中で中空知を基本にその差額を補てんしていくという考え方でございます。

○委員長 増田吉章君 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第14号を採決いたします。

この場合、本委員会は議長を除く全員で構成する特別委員会であるため、本会議に準じるものとして地方自治法第244条の2第2項の規定による特別多数議決とします。したがって、出席委員の3分の2以上の同意が必要なため起立採決とします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立を願います。

〔起立多数〕

出席委員は12名であり、その3分の2以上は8名であります。ただいまの起立者は12名であり、所定数以上であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第17号 砂川市個別排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第17号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第20号 砂川市水道料金等助成条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

小黒弘委員。

○小黒 弘委員 助成条例なのですが、先ほどのように袋地の料金が高くなるので、中空知と市内統一料金ということなのですが、お伺いしたいのは5ページの附属説明資料にある助成対象者の関係で、今までは生活保護、母子、70歳以上、重度身体障害者世帯に、(2)、2項として家事用の、いわゆる要するに袋地の人たちが含まれるということになるのだらうと思うのですが、規則を見ると、この生活保護と1から4まで、今から言うと、新しくなるとアからエまでというのは、たしかそれぞれ分かれていて、生活保護世帯ではなくて非課税世帯とかそうやって分かれているのです。この西空知広域水道企業団で供給する家事用の使用者というのは、そのところら辺はどういうくくりになっていくのかをちょっとお伺いします。

○委員長 増田吉章君 下水道課長。

○下水道課長 荒木政宏君 西空知広域水道企業団から受ける世帯というものにつきましては、考え方といたしましては先ほど建設部長のほうからもお話しさせていただきましたとおり、砂川市内の方皆同じということで、中空知水道と同じということを考えておりますので、家事用に限りその差額を、中空知と同じになるように差額を交付していきたいと

いうふうに考えているところでございます。

○委員長 増田吉章君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 考え方はわかるのですけれども、以前は助成対象者の（１）から（４）までをくくりでしっかりと定めているのです。生活保護世帯、母子世帯それぞれが70歳以上の老人世帯というのはもう完全に非課税世帯というふうに規則では言っているのですが、そのまんまで規則になると、この西空知の広域企業団の方々も非課税世帯だけが対象になるのかなというふうに、なるような感じがするのですが、その規則に対する西空知の方々の決め方というのはどういうふうになっていくのかな。規則の改正があるのかなということなのですから。

○委員長 増田吉章君 下水道課長。

○下水道課長 荒木政宏君 今回の袋地の方につきましては、（１）の生活保護世帯、アからエまでの重度身体障害者世帯、これについては従前どおり、それに該当する方はそちらのほうで該当させていただきますし、それ以外の普通の方につきましては第２項のほうで家事用の水道水について適用させていただくというような形で考えているところでございます。

○委員長 増田吉章君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 今規則をちゃんと持っていないから僕はあれなのだけれども、この第２条で1と2としてしまっているのです。1では、いろいろな制約があるのです。西空知の場合にどういう書き方になるのかなというふうに思うことなのですから、西空知の水を使う人の中にも1項の対象の方もいらっしゃるのではないかなというふうに思うのです。だから、その辺のところはどう整理されていくのかなというふうに思うのです。

それと、もう一点は、普通２種の人を対象とするならば、今私たちが中空知から受けている水道料金と、西空知の方々の差って大体どのぐらいあるのか、つまりその助成の額がどのぐらいかということなのですから。

○委員長 増田吉章君 下水道課長。

○下水道課長 荒木政宏君 まず、袋地にお住まいの方で生活保護世帯から母子世帯70歳以上の老人世帯及び重度身体障害者世帯、これに該当する方につきましては、その差額というものは西空知の料金とうちが持っております、従前から持っております1種料金、この差額を補てんするという形になります。そして、そうでない方、ごく普通の方につきましては……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長 増田吉章君 建設部長。

○建設部長 西野孝行君 第1種料金の対象世帯というのは、条例の改正後も変更はないという考え方でございまして、第1種料金の適用になる世帯は袋地に居住されている世帯も、このアからエの世帯のうち非課税世帯というような考え方でございまして、それ以外

の世帯については第2号に該当する世帯として対象者としていくという提案の仕方でございます。

○委員長 増田吉章君 下水道課長。

○下水道課長 荒木政宏君 それと、料金でございますが、西空知広域水道企業団は8立方メートルまで2,250円、超過料金が280円というふうになっております。それから、中空知広域水道企業団は7立米までですが1,420円で、超過料金が1立方メートルにつき230円というふうになっております。北光袋地の方の今、月の平均が大体10立米でございますので、10立米で試算いたしますと、中空知が2,110円、西空知が2,810円ということで、中空知を1とした場合に西空知は1.33というふうなところになります。

○委員長 増田吉章君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第20号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第24号 砂川市と中空知広域水道企業団における下水道使用料の算定に関する事務等の委託に関する規約の変更についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第24号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第16号 砂川市特別会計条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第16号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第18号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第18号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第19号 砂川市交通安全対策会議に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第19号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第21号 砂川市と歌志内市における旅券交付申請及び交付に関する事務の委託に関する規約の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

土田政己委員。

○土田政己委員 ちょっと中身についてお伺いをしたいというふうに思うのですけれども、本年7月から広域連携によって、これ条例3つとも関係あるのですけれども、歌志内、上砂川、奈井江の3つの旅券交付申請に関するものを砂川市が受けて行うということになって、ここに規約が示されているのですけれども、これまで3市の場合は、うちの場合のうちで旅券交付、パスポートもできたのですけれども、いわゆる空知振興局というのか、総合振興局で受けたのか、その辺の経緯をもう少し詳しく、砂川市が受託することになった経緯についてちょっとお伺いしたいと思うのです。

○委員長 増田吉章君 市民生活課長。

○市民生活課長 高橋 豊君 ただいまのご質問、経緯でございますが、こちらのほうにつきましては中空知広域市町村圏組合、中空知5市5町ですね、これと空知総合振興局、こちらのほうが設置した中空知広域連携研究会というのがございまして、この中でいろいろとその事務の共同処理をできないだろうか、こういう研究をしていた中の一つにこのパスポートの共同化と、広域化というものが出てきまして、こちらのほう、砂川地区を中心にした3市町と、それから滝川市を中心にした3町と、それぞれ2通りに分かれているわけですが、こちらのほうからこういう研究会の中身で原課のほうで実際にこれがどのような流れでできるだろうかという、この研究会にプラスパスポートの担当者を入れた合同の会議がございまして、この中で具体的に詰められていったという状況でございます。その中で砂川市は18年に既にもうパスポートの権限移譲を受けておりますので、この事務を共同化するためにはどういう推移を、どういうことを行っていけば共同できるだろうかという、この中では歌志内市、上砂川町、奈井江町、こちらのほうがそれぞれ道からパスポートの権限移譲を受けると。これを受けた段階で、今度は砂川市とその3市町と、委託と受託ということになります。このような規約を定めて、そして事務の委託を行うと、受託を行うということになります。それで、特に歌志内市を含めた3市町につきましては、昨年度のほうにこの権限移譲の表明を、パスポートの権限移譲を受けたいという表明をしておきまして、それに基づきまして、昨年12月の道議会におきましてこの権限移譲3市町に行いますと。時期については、平成23年7月ということになってございまして、これに伴いまして、この権限移譲を受けるということになりましたので、その3市町と、それから砂川市と、それぞれ議会で委託と受託のその規約の議決をいただかなければならないというような経過で今回ご提案をさせていただきます。ここで3月議会で議決をいただきましたら、周知期間というのがもちろんございますので、これは約3カ月ぐらい必要だろうということがございますので、平成23年7月、予定どおりいけばその時点でパスポートの申請事務を砂川市の窓口で受託をして3市町分も行うというような流れでございます。

○委員長 増田吉章君 土田政己委員。

○土田政己委員 私もちよっと今の経過を聞いたのですけれども、例えば浦臼町はないのだよね。したから、どうなるのかなと思って今お聞きをしたのですけれども、いつもでいえばこの地域でも上砂川、奈井江、歌志内、浦臼というものを含めて交付になられて、そしてこれで受ければ砂川市は事務委託を受けるし、恐らくほかの市町も今まで、先ほども聞いたのだけれども、これまでは例えば空知総合振興局の中で受けたのを砂川でやれば近くになって便利になるのではないかというふうに思われるのですけれども、本来であれば自分のまちでやるのが本当ですけれども、なかなか事務大変なのということになるのではないかと思うので、その辺はそういうふうに理解していいのかなのか。それから、浦臼町の場合はどんな経過だったのか、ちょっとわかれば教えてほしい。

○委員長 増田吉章君 市民生活課長。

○市民生活課長 高橋 豊君 それでは、まず浦臼町の経過からお話をさせていただきたいと思います。

先ほどちょっとお話ししました滝川市を中心に行っているところでは、雨竜町、新十津川町、浦臼町、この3町が委託、受託の事務を行うということになりまして、その前段、先ほども申しあげました研究会とパスポートの担当課長等の会議の中でそれぞれ今のような割り振りをどのようにするかという部分で、これはもちろん浦臼町さんも入ってそういう合同会議を行いましたけれども、浦臼町さんのほうで滝川市さんを希望したと。交通路、いろいろな問題があると思いますけれども、いずれにしても浦臼町さんの希望で滝川さんのほうで委託をお願いしたいということでございましたので、砂川ではなくて滝川で、その窓口でパスポートを申請したいということでございました。

それから、もう一点、確かに今歌志内、上砂川、奈井江さんにつきましては、地元でやろうとすれば当然そこで利便性は確保されるのだけれども、規模的になかなか難しいと。それからいくと、砂川市でその窓口を歌志内、上砂川、奈井江、市民、町民の方が手続をされると非常に利便性が上がるというようなことでこの話も進んできたということでありますから、もともとやはり自分たちのところで権限移譲すれば、それはもう効率的に住民の方のサービスにつながるということではあったのですけれども、なかなか単独では難しいというようなことがありまして、このような広域連携という形になったところでございます。

○委員長 増田吉章君 他にご発言ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第21号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

次に続いては、1時まで休憩をさせていただきます。1時まで休憩します。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 0時56分

○委員長 増田吉章君 休憩中の委員会を開きます。

議案第22号 砂川市と奈井江町における旅券交付申請及び交付に関する事務の委託に関する規約の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第22号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第23号 砂川市と上砂川町における旅券交付申請及び交付に関する事務の委託に関する規約の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第23号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第25号 市道路線の変更についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

土田政己委員。

○土田政己委員 市道の変更について、ちょっと確認の意味でお伺いをしたいというふうに思うのですが、このいわゆる市道を廃止する部分は、土地の所有は市のものなのか、個人のところに市道土地になっているのか、それからもし廃止した後、農業経営に云々という話もあったのですけれども、農地として利用されるのか、その辺ちょっと確認でお伺いしたいと思うのです。

○委員長 増田吉章君 建設部技監。

○建設部技監 金田芳一君 今回廃止を提案しています用地につきましては国有地、国の土地でございます。今回近隣の土地を、田んぼなのですけれども、つくっている所有者のほうから、そこを田んぼの造成をしたいというふうな申し出がございまして、本議会場でも提案したのですけれども、ここは現在交通量もなくて、将来的に道路の整備もないというふうなことで今回提案をさせていただきました。

○委員長 増田吉章君 土田政己委員。

○土田政己委員 そうすると、1つは隣の人が、隣というか農地を持っている人方は国有地を買収して農地に、もし道路が廃止になった後は農地に利用したいということで理解していいですか。

○委員長 増田吉章君 建設部技監。

○建設部技監 金田芳一君 委員おっしゃるとおり、その後は農地に使用したいというふうなことでございます。

○委員長 増田吉章君 土田政己委員。

○土田政己委員 わかりました。

それで、ここをもしなくすると、堤防の管理とか、そんなことには支障がないのかどうなのか。ないから廃止するのだろうと思うのですけれども、堤防の草刈りとかいろんな管理の形でこれまで使われているような気もするのですけれども、そんなことには支障ないのかどうか、その点だけお伺いしたい。

○委員長 増田吉章君 建設部技監。

○建設部技監 金田芳一君 今回この市道を廃止しても、高速道路の側道でございますので、堤防管理には支障はございません。

○委員長 増田吉章君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第25号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

これより予算に入ります。

議案第8号 平成23年度砂川市一般会計予算の歳出から審査に入ります。

それでは、78ページ、第1款議会費、第1項議会費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。続いて、第2款総務費、第1項総務管理費について質疑ありませんか。

一ノ瀬弘昭委員。

○一ノ瀬弘昭委員 それでは、私本会議場でも総括でお伺いしていたのですが、86ページ、87ページということで、共用車の関係で少し詳しく教えていただきたいなというふうに思うわけなのですが、総括のときにただいま所有している部分でいきますと、デポネアと市長のクラウンですけれども、これを1台にしたいということでありました。その際に今後の維持費としまして100万円ぐらいかかってくるのではないかと。16万キロほど乗っているのでしたか、そんなようなことで購入したいということであったのですが、私ちょっと、今回またちょっと詳しくお伺いしたいのは、果たして100万かかると試算されている部分について、具体的にどのような部分につきまして早急に、例えば次車検とるときに同時にその100万円というのが上乗せでかかってくるものなのか。そういうことはまず100%ないと私は断言できますけれども、今後例えば5年乗ると考えたときに100万円かかってくるのか、20万キロまで乗ろうとしたときにそういう100万円かかってくるのか、その辺ちょっとわかりませんので、その辺おおよその試算だと思うので、おおよそで構いませんので、教えていただければと思います。

以上です。

○委員長 増田吉章君 総務課長。

○総務課長 古木信繁君 総括質疑のときに部長のほうからお答えしておりますけれども、100万円ということでございますけれども、これは一般的に市長車なのですけれども、11年を使用して16万キロを経過した車に今後起り得る故障箇所というようなことでお答えしたところでございまして、必ず次の車検のときに壊れるとか、これが5年後に必ず壊れるとか、そういうような意味ではございません。中身のほうも……

〔「大体教えていただければ」と呼ぶ者あり〕

中身のほうは、ブレーキ関係で、例えばブレーキキャリパーの交換、それからハンドル回りでパワーステアリングラックの交換、それから足回りでショックアブソーバー、それからボールジョイント、それから下回りでディファレンシャル用ベアリングの交換、これらを合算して、もしこれらが全部壊れれば100万円程度の修理費がかかりますよという、そういう回答内容でございました。

○委員長 増田吉章君 一ノ瀬弘昭委員。

○一ノ瀬弘昭委員 今詳しくご説明いただきましたので、わかります。

かかるかかからないかはわかりませんということでした。ということは、逆に言えば乗って乗れないことはないし、今必要に、すぐ早急に市長の業務に支障を来すという部分ではないかというふうに私は受け取りしたのですけれども、私今新古車といいますが、軽しかありませんけれども、1万ちょっと乗っています。1万何キロか3年ぐらいで乗っていますけれども、そうやって考えたら私もかかるのです、お金。個人としてもかかるのです、そういう長い目で見ていったら。明らかにかかることで、先ほど言われたブレーキキャリパーというのはわかります。個別にあえて言いませんけれども、ショックアブソーバーって取りかえたようなことをご答弁、以前にも取りかえていたなというふうにご答弁をいただいているのですけれども、足回りの交換ということでショックアブソーバーを取りかえたということだったのですけれども、そんなキロ数でまたすぐに取りかえなければならぬものなのではないでしょうか。わかりませんが、個別的にはいいのですけれども、例えばキャリパー取りかえたって、2足取りかえてもさほどの金額ではありませんし、例えばショックアブソーバーもそうでしょうね。1本数万円というところでしょうし、デフのベアリング、工賃が高いのであって、数千円のものから数万ぐらいかな、そんなものなので、とてもとても100万円にはならないのだろうと。まあまあ、その辺はいいのですけれども、100万円ぐらいかかるのだとしたならばそれはいいのですけれども、かかるかかからないかもわからない、それぐらいは想定しておいたほうがいいよという範疇なのだと思うのです、心構えとして。維持していくのであれば、それぐらいは覚悟しておいてくださいよぐらいの勢いだと思うので、そうなれば今すぐにも壊れて、くどいですが、私それ2回目、今言いますが、今すぐ壊れて、もうそれこそ次の車検、例えばクラウンでしたら13万ぐらいかかりますか、車検代10万から13万かかると思うのですけれども、そんな中で今々すぐに100万円上積みでないということがわかりましたので、今々すぐに支障を来すものではないのではないかなということをご答弁させていただきます。

なぜかといいますと、皆さん、私も含めてこういう状況で車を維持管理して乗っているのです。ここにおられる皆さんもそうだと思うのです。大切に乘られていると思います。ですから、新しいものを買ったにこしたことはないですし、蓄えがあればいいです、個人として考えたときに。私これ一般会計も財布の大きさが違うのであって、考え方は一緒だと思っているのです、物事の考え方は。なので、人の税金から集めたものだから、お金がちょっとたまってきたから、小黒議員さんも本会議場で言っていましたけれども、本来やるべきこと、地方自治法からいっても住民の福祉の増進を目的としているわけですから、そういうものをそのままにしておいて、あるいはどんどん、どんどん詰めていった中で、一方でこういうところは聖域みたいなような形でやる。私さっきから言っていますけれども、市長、もうどうもならない状態だと、これはだれも文句言わないと思うのです。例え

ば病院長なんか、物すごく古い車に乗っていても、燃料タンクも落ちて代替品がないという、そういう状態まで乗ったということがだれしもわかっているわけですから、そうであれば市民の皆さんだれも、市長はあちこち効率的に出かけなければならないということ知っているわけですから、そんなことはだれも文句言う人いないと思うのです、よっぽどでない限りは。ですけれども、今のこの現状を聞くと、乗れる車に乗らずして新しい車を、見えとかそういうのはないのだろうと思います。だけれども、そういうのは私はちょっと理解しがたいのではないかな。これは、住民感情としてもちょっと理解しがたいし、私がかここに今議員としておりますけれども、そういった負託されている議員として考えてみても、これはちょっとやはり理解されがたいのかなというふうに思うのですけれども、その辺の見解をお伺いすれば総括の範疇になってくるので、あえてお伺いはしませんけれども、本当に鬼気迫っているのでしょうか。

今これぐらいの、しつこいですけれども、100万円ぐらいかかるのではないかと問われていますけれども、一方かからないかもしれないのですから、これ乗って乗れないことはないのだと思いますし、十分これぐらいのものであれば見た目も、見た目で判断するもどうかと思いますけれども、見た目は立派ですね。そういう状況の中、私はここで今買うのはちょっと皆さんに、それこそ職員の皆さんにもいろいろな苦勞をおかけしている、そしてまた市民の皆さんにも苦勞をかけているという現状のもと、私はここでぜいたくとあえて言いませんけれども、ちょっと誤解されるようなこういう鬼気迫るものでないものはちょっと遠慮すべきかななんてちょっと僕は個人的には思っているのですけれども、この危機的状況が本当なのかどうなのかということをちょっともう一回教えてもらえますか。

以上です。

○委員長 増田吉章君 総務課長。

○総務課長 古木信繁君 ご質問でございますけれども、あくまでも私ども購入したいということで予算を計上いたしましたのは、今の市長車が修理が近年増加していると。それから、先ほど申し上げましたけれども、今後経過年数による多額の修理費がかかってくるおそれもある。また、市長の場合は業務上遠方に出張、出かける機会が多いところでございますので、そういうところで故障したときのおそれ、そういうものを総合的に判断いたしまして、購入をしたいというふうに予算を計上したところでございます。

議員おっしゃられるように、一般会計のお金がたまってきたから買うとか、全くそういうような気持ちはございません。今の車両の現状、今後の修理のおそれ、それらを考えて購入したいと予算を計上したところでございます。

○委員長 増田吉章君 一ノ瀬弘昭委員。

○一ノ瀬弘昭委員 なかなか大変な思いの中での答弁なのかなというふうにちょっと思っているのですけれども、遠方で故障したりなんかというのは、よっぽどのことでない限りはないです、そんなことは。普通の車に乗って、免許を取って乗っている方というのは、そ

れこそオイルを見たり水を見たりというのは、これは毎朝車乗るときにしなければならない、だれもやっていないと思いますけれども、僕はやっていきますけれども、そういうことは義務づけというか、自動車学校で教えられていることなのです。その範疇の中から車をそれこそ大事に、バッテリーの比重がどうだろうとかみんな見るのです。なので、途中で動かなくなったとか何かといたら、大体ミッションとかエンジンとか、本当に致命的なものだと思うのです。それというのは、日常ふだんに立派な整備する方もおられるわけですから、そしてお金をかけて車を見てもらったりもしているわけですから、そんなことを言っていたら日本全国に住んで、それこそ車の免許持っている人みんな同じことになりますし、みんなこうやって買わなければいけないことになるのです。と思うのです。市長、本当に私、市長公用車乗るなど、そんなことを私全く思っていないし、大切なものだと思います。本当に大切なことだと思っています。ただ、先ほど言うように、ただ、今その時期ではないだろうということを私はちょっと思うのです。なので、今のご答弁で、あとは後々は私の判断になりますけれども、今のご答弁をいただいた範疇の中で私がお伺いした分につきましてはそういう内容なのだということで理解しましたので、これで終わります。

以上です。

○委員長 増田吉章君 小黑弘委員。

○小黑 弘委員 私は2点ありまして、85ページのホームページに要する経費をまずお伺いをいたします。

こちらのほうなのですけれども、4万円の安い予算で結構今は見られているのではないかなというふうに思うのですけれども、1つだけ市の公式のホームページのリンクの関係なのですけれども、今現在では非常に公式的な団体とかそういうところのリンクしかないのですけれども、これを例えばもう少し広げた福祉的な施設だとか、あるいは企業だとかというところに広げていくような思いというか考え方はないのかどうかをまずお伺いします。

○委員長 増田吉章君 広報広聴課長。

○広報広聴課長 湯浅克己君 ホームページの関係でリンクの関係でありますけれども、リンクにつきましてはリンク集という形でリンクをしている部分につきましては基本的には公的団体を中心にリンク集を行っております。リンクにつきましては、それぞれのほかの団体等もありますし、各市町の考え方もございまして、積極的に個人までリンクを張られているという市町もありますけれども、私どもにつきましては基本的には公的な団体を中心には行っておりますけれども、リンクにつきましてもやはりそういう民間の企業さんですとかそういうところのリンクの希望もございまして、現状といたしましては1企業に対するリンクは現状張られております。それにつきましては、移住定住の関係がございまして、移住定住の動きの中で不動産関連の業者さんがありますので、空き家、空き地の管

理等も行っていますので、その中でその業者さんにリンクを張らせていただいています。そのリンクを行うに際しまして、内部的には規定を設けておりますので、その中で審査を行います。むやみやたらにリンクを張れるというものではないですし、内容的にはリンクを張れないものもあろうかと思えます。例えば市のほうからリンク張ったホームページが全く更新されていないホームページであれば、それが市のホームページからのリンクとしてふさわしいものかというもございますでしょうし、それらも踏まえながら内部的に規定を設けておりますので、それらに合致するものについてはリンクを張れるということですので、先ほどありました例えば福祉団体ですとか民間企業さんにつきましても、特に内容的に問題がないものにつきましてはリンクを張れるということが考えられておりますので、それらにつきましては相談していただければというふうに思っております。

○委員長 増田吉章君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 わかりました。

なかなか、そういう話を私が聞いて、例えば民間の福祉施設なんていうのがありますよね。すると、市の大体そういうのをちょっと砂川市でないかなと思う場合は、やっぱり砂川市のホームページに入っていくのです。入っていく中でそういうところが見つかって、そっちに入っていくというのが大体普通のパターンだと思うのですけれども、今のご答弁でいくと相談をすれば内容によって規定、その規定を見たことがないから今度見せていただくのですけれども、今の現状から見ると相当きつだから、今1件はあるとおっしゃったけれども、現状はそうなのかなというふうに思ったのですけれども、砂川市もそんなふうではなくて、もうちょっと広がっていく可能性はあるということですよ。

○委員長 増田吉章君 広報広聴課長。

○広報広聴課長 湯浅克己君 リンクにつきましては、リンク集という形の中では設置はできなくても、例えば今行われています不動産業者につきましては、そちらのホームページのほうからできています。逆にそちらのほうで、たどっていくときには必要なところのリンクがわかるということもあろうかと思えます。ですから、例えば福祉施設に関するものであれば、例えば福祉のほうのホームページを見ていくときにそこにリンクがあると見やすいという、そういうことも考えられますので、基本的にはリンク集という形の中では対応は今のところ考えておりませんが、そういうページの中のリンクということは張れると思えますし、ただしリンク先のホームページに対する市の責任は基本的には負わないという条件のもとにそれらも記載をさせていただきながら運用するという形ですので、それらにつきましてはご相談いただければリンクを張れるという。基本的には、余り制限を設けていないというふうに考えていただいたほうがよろしいかなと思います。ですけれども、中には一応確認をさせていただきまして、それが公序良俗に反するものですか、余り営業中心になるもの、露骨な営業等のそういうものにつきましては、そのページとふさわしくないものもあろうかと思えますので、それらの審査をさせていただきますけれど

も、基本的に希望に沿うような形の対応はとらさせていただきたいというふうに考えております。

○委員長 増田吉章君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 わかりました。

続いて、87ページなのですが、一番上の用地買収のことでお伺いをしたいのですが、こちらは土地開発公社の関係のことはわかっているのですが、附属説明資料を見ると工業団地ですよね。この工業団地の斜線の部分が今回買う部分だと思うのですが、これまで何回か買ってきているので、この附属説明資料の中で斜線以外で買っているところというのは今もう現在どこになるのか、まず教えていただけますでしょうか。

○委員長 増田吉章君 総務課長。

○総務課長 古木信繁君 当該用地は、昨年度購入というようなことで購入しております。それで、債務負担行為で4年間で支払いをしていくというものでございまして、斜線の部分は既にご購入済みです。それを4分割して4年間で支払いをしていくと、そういうようなことになってございます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長 増田吉章君 総務課長。

○総務課長 古木信繁君 もう一度説明をさせていただきたいと思っております。

当該用地は、西6条北23丁目250番の4のうちでございます。総体で2万4,569平米を購入するものでございます。金額は2億1,318万600円でございます。斜線部分は、4年で債務負担で分割して購入しますので、その2年分、平成23年度に購入する部分の6,780平米となっております。それが斜線の部分となっております。ですから、この斜線の部分を含む一帯をまとめて昨年購入いたしまして、支払いは1年ごとというようなことになってございます。

○委員長 増田吉章君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 だから、全体的に、今回斜線の部分が普通はそうですね。これを買うところが今回のところでしょう。あと全体的にどういうふうになっていたのだろうかというのをちょっとお伺いしたのですが、番号違うからわかるのではないかなと思うのですが、

○委員長 増田吉章君 総務課長。

○総務課長 古木信繁君 この附属説明資料の斜線部分につきましては、本年度予算をもちまして本年度支払いをする部分の面積部分を斜線で示してございます。全体的に、これは4年で買いますけれども、全体部分の面積については斜線で示してございませんけれども、この斜線で示している部分の右斜め上の一角、それから左下側の一角、この一角すべてを4年で購入していくというような計画でございまして。

○委員長 増田吉章君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 つまりここにある510—5とか2とか、266—1とか、みんな番号書いてあるところを言っているのですけれども、大きい数字で259—4とか全部を買っていくということになるのですよね。

○委員長 増田吉章君 総務部長。

○総務部長 角丸誠一君 工業団地の土地については、財産の取得でその土地を全部買うというまず議決を行って、4年間の債務負担で払っていくという話で動いていたと思います。22年度は、斜線より国道側の部分相当額買いまして、今年度はこの予算の範囲内で斜線部分を購入していくと。あと残りの部分については2カ年で購入していくものですが、たしか分筆すると分筆の登記等がかかるものですから、地番はこのままにしておいて購入していくという形だったということでもあります。

○委員長 増田吉章君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 債務負担行為で認めてしまっているのですから、今さらどうのこうの話ではないのですけれども、これから先も土地開発公社のことを考えていけば、このぐらいの金額をずっと買い続けていくのだろうかというふうに思うのです。今までは、先行取得しているようなところを買ってきていたのですけれども、どうやらそれもないし、あと工業団地を少しずつでも買ってくる。以前に示してもらった大体年間6,000万ぐらいの土地を買ってということなのですから、これ今後の戦略的なこととしてなのですから、今これ6,780平米を6,000万ちょっとで買うということは、要するに坪単価では約3万円に近いぐらい。実際民間企業が来て買えるようなお金では全くない金額になっていくのですけれども、要するにこういう形でやっぱりこれからも単価としても買い続けていこうとするのか、それとももっと広い範囲で一気に入っていこうとするのか、この辺の考え方というのはあるのでしょうか、どうなのでしょう。

○委員長 増田吉章君 総務課長。

○総務課長 古木信繁君 今回購入している単価の関係のご質問でございますけれども、これはあくまでも土地開発公社の簿価の単価、金額でそれぞれ購入をしてきているものでございます。今後につきましても、そのような方向で買い戻していくことになると思います。

○委員長 増田吉章君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 つまり今度は市が売る場合には、この単価ではとても売れないので、当然損を出しながら、売れたら売るということになるということですよ。

○委員長 増田吉章君 市長。

○市長 菊谷勝利君 実は、これ議員の皆さんと計画をお諮りしながら。ということは、あるまちが三セクでとんでもないことをした。しかも、それは議員の皆さんに知らしめないままに赤字財政になってきたという経過をして議員の皆さんからも一体砂川市の三セク

はどうなっているかというお話がありまして、私のほうから全額出資をして6,000万程度のいわば購入をしていかなければ、言ってみれば全体的に砂川の財政に大きな迷惑をかけるというようなことから、いわゆる債務負担行為で4年で。当時私どもの考え方は、10年ぐらいは必要なのではないか、6億ぐらい必要なのではないかなということで、実は今もそう思っております。

それから、今小黒委員さんがおっしゃったように、今の簿価価格では売れないということは委員の皆さんもおわかりでありまして、既に北海道スイコーさんに土地を売ったときに大体値段の3分の1程度で売った経過もあるものですから、一たん簿価価格で公社側が安くしていくというわけにいかないものですから、一般会計で簿価の値段で対応すると。私どもは、政策的にいわば砂川に企業誘致を受ける対策は値段を相談し合いながら購入をするということで、議会の皆さんにお諮りいただいて当時9,000万、1億近いのを3,000万で売ったという経過なものですから、これから政策的にそういうやり方でやらなければならない。ただ、私ども、副市長のほうが社長なものですからあれですけども、買う際にどこを買ったらいいのだろうかというのが一番問題なのです。というのは、当然私どもは買ってすぐ売れない土地を塩漬けにしてしまうという問題があるから、私のほうにも買った以上売りやすい土地を売ってくれと、こういうお話をしているのですけれども、一方売るほうは売りやすいのはうちで売りたい。言ってみればそういう話だと思うのです。ただ、そう言いながらお互いに綱を引いておてもしょうがないから、まず当面は思い切ってうちのほうで介入すると。しかし、私どもの一般会計の、いわば財政的な問題があるから、事によっては売れる土地も欲しいというようなこと。特に最近困っているのは、秋からですけども、今公営住宅の建てかえをやっておりまして、土地が随分余ってきている。したがって、三セクの土地もある、あるいはうちのほうの実際の土地もある。これを今後どうやって宅地開発をしていくかというのは大きな問題になってくると思いますけれども、公社は公社として何とかこの用地を中心にして工業団地を売りたい。宅地のほうは、私ども一般会計で余っているものを売りたいというのがあって、これが大きな問題になりますけれども、議会でお示したように今後とも当分の間、今度新しい市長が選挙後に提案されるのではないかなと思いますけれども、今私の段階では大体10年ぐらいはやっていかなければならないのではないかな、簿価価格でというふうに思っております。

○委員長 増田吉章君 土田政己委員。

○土田政己委員 私も何点かお伺いしますが、まず最初に今お話ありました87ページの用地買収の件でありますけれども、事情は今市長説明あったとおりですが、私たちは昨年同意しなかったわけでありまして、これ6,000万の大きな支出になるのですが、この参考資料を見ますと、先ほどご説明ありましたように、これまでいろいろな土地を買っていたけれども、この工業団地の中を買うということになると、工業団地全体がどんな

ふうになるのかなと。市の持ち物と土地開発公社の持ち物というふうに、全部市が買うわけではないのでないかと思うのです。ですから、その辺で今市長のお話ありましたように、これまでなかなか売りづらいところを市が買ってきて、売れるところが公社が売るといってお話でしたけれども、こういうふうになると結局ますます公社が持っている土地は売れなくなって、市の土地は今言ったように、もしだれか買おうとすれば値段をスイコーさんに売ったように安くして売ることにはできるけれども、土地開発公社の持っている土地はそんなことにならぬので、売れるところと売れないところが出てくるようなことにならないのかなというふうな心配もありまして、この工業団地の、この場合は現地等はわかりませんから、一番市長言うにいいところでないかというふうに思われるのですけれども、これは活用しやすいところでないかと思うのですが、その辺はどうなのですか。ちょっと現地はわかりませんが、このことでいうと、上の地図でいえばクリーンプラザくるもここにありまして、このあたりというのは非常に……思うのですが、そのあたりどうなのか、ちょっとお伺いします。

○委員長 増田吉章君 市長。

○市長 菊谷勝利君 実は、工業団地は売りやすいとか売りづらいということではなくて、なかなか企業誘致をしても、なかなか企業は来ないであろうと。そういうもとで工業団地をこのまま公社が持っているということは大変だということで実は買うものです。売りづらい売りやすいの問題は、今の宅地の関係ですね。例えばすすらん団地、あかね団地、これらの中でも北側のほうと南側のほう、あるいは東西においては売りやすいところと売りづらいところがあるから、そういうようなものをお互いに双方管理しながら買っていこうということでありまして、工業団地のほうが別に売りづらいということではなくて、一体的に工業団地を買おうと。

それから、考え方として工業団地の場合は、いわば値段を下げるという計画から今後やるのは、今北海道スイコーと同じように企業が来て土地を欲しいということになれば、私どもで一たん土地開発公社から購入をして、そしてうちのほうで簿価価格で買ったものを、いわば政策的な関係で安くすると。あくまでも直接公社のほうでは売ることにはならない。いわば株主もおるわけですから、そのようなことではならなくて、やはり北海道スイコーと同じように一たん一般会計で購入をします。そして、相手方と交渉したら無難に決めると。もちろん議会の議決要件になりますけれども、そのようなことで今後取引していきたい。

○委員長 増田吉章君 土田政己委員。

○土田政己委員 昨年も申し上げましたけれども、工業団地はいろんな経過が、経緯があって、最終的に今こういう市の一般財源を多額に投入しなければならない事態になったというのは、これまでの経緯があるわけですが、私どもは前回も言いましたように、そういう場合はやっぱりいろんな経済状況もあるのでしょうかけれども、でも工業団地を造

成したいというときのことの責任的なことも市民の前に明らかにしながらやっていくことが必要でないかということも前回は申し上げてきたわけですが、今回もそのことは別に申し上げませんが、質疑いたしませんけれども、このことかというと、今市長言われように、そうするとこの部分はまず4年間で債務あるのだけれども、その後も結局何年間はやっぱり買わなければならないという事態になっていくということなので、今の話によると、結局は全部土地開発公社の土地を買わなければ、ほかのところは、だって土地開発公社の持っているところは売れる見込みは今言ったようにほとんどないわけで、もし企業誘致が来ても砂川市は政策的にそこを買って安くして企業の皆さんに来ていただくということにならざるを得ないのだろうと思うのです。したがって、最終的にはどんなふうになるのか。半分ぐらいがいわゆる公社のもので半分ぐらいは市のものということで工業団地になるものなのか、全部が市のものに将来的になるものなのか、その辺はどのようにお考えになっているか、ちょっとその点だけお伺いしたいと思うのです。

○委員長 増田吉章君 副市長。

○副市長 小原幸二君 今土地開発公社の土地がすべて市にかわるのかというようなお話でございますけれども、この市に購入してもらおうと、土地開発公社の立場からいけば市に購入してもらおう、市からいけば土地開発公社の土地を購入すると、こういうことでございますけれども、このきっかけになったのが先ほど市長がちょっと申し上げましたほかの自治体の第三セクターに対する問題という部分が実はあります。それで、私どものこの土地開発公社についても実は大手の銀行から、かつて平成19年だったのでしょうか、実はこれは土地開発公社の資金についてはほとんど結局民間からの借入れで対応しているという部分がございます。市からの結局融資もありますけれども、そんな状況の中である大手の銀行から年末、19年だったと思いますけれども、年末に2億ほどの借りかえ、毎年借りかえ、借りかえで進めていたという経過があるのですけれども、実はその三セク、ほかの自治体の三セクの問題で全部返してくれという実はお話がありました。そんなような状況があつて、今全部返すというような状況になると、これは土地開発公社お金持っていませんから、そういう状況の中でいろいろ市のほうと、それから土地開発公社のほうと協議をした段階で土地開発公社の健全化計画、これを立ててこないと、もう借りかえも認めないよという実は話だったのです、ある大手の銀行が。それで、市と土地開発公社のほうと協議をする中で長期間にわたって毎年6,000万円程度の、結局土地開発公社から市が要するに用地を買って、そして少しでも土地開発公社の健全化に資すると、こういう実は方針を出したところでございます。

そういう状況でございますけれども、今現実の問題として土地開発公社の土地が全部市にかわるのかというお話でございます。実際に土地開発公社でも、要するに工業団地と住宅団地を持っております。住宅団地については、逐次毎年何戸か分ずつ売却しております。それと、一番結局売りやすいところと申しますか、売りやすいところについてもほとんど

売れてしまって、もう売りづらいところしか残っていないのです。今現実的に売りやすいところも1カ所だけはあるのですけれども、そこら辺についても砂川市の総合的なまちづくり計画の中で恐らく必要になってくるであろうという想定をしておりますから、その部分については今結局土地を売却するわけにもなかなかいかないであろうと。市に売る部分については問題ないのですけれども、そこら辺についてはなかなかそういうわけにもいかないであろうという部分でございます。その住宅団地については、毎年何戸かずつ売れているという部分があります。市のほうも、先ほど市長がお話ししたように、団地の、各それぞれの団地をある程度集約して縮小かけていますから、団地でも結局空き地が残っているというような状況にあります。これをどう区画整理をして一般市民に売却していくかという問題も一つにはあります。ただ、工業団地については、ある程度計画的には売っていくというふうには考えておりますけれども、ただ問題は工業団地の中でも造成した部分については売れますけれども、造成していない未造成の部分も実は土地開発公社で持っているのです。この部分については、今現段階では所有権をかえる、要するに砂川市に売ることについては、なかなかこれは現段階の法律の中では難しいという部分があります。これについては、結局今農業振興地域の網がかぶっていましたが、それを結局工業団地として開発をかけていくというような部分で、一時その部分、砂利採取をした部分もあるのですけれども、それもまかりならぬというような実は状況になっております。ですから、そんな状況の中で所有権も移転できない、そしてさらに結局砂利採取もできないというような状況になっておまして、未造成の部分が一番今重荷になっておりますけれども、この部分だけは今の段階では市に結局所有権を移転する、売却するということはできないような状況になっております。ですから、そういう状況の中では、今現段階で市に所有権移せる、市が土地開発公社からかえるという部分については、土地開発公社の側からいけば工業団地、市のほうからいけば要するに売れるというようなところはどこでも土地開発公社に提供してほしいという部分はあるのですけれども、なかなかそうはいかないというような状況にありますことをご理解をいただきたいというふうに考えます。

○委員長 増田吉章君 土田政己委員。

○土田政己委員 大変大きな一般会計からの支出が今あるものですから、6,000万という非常に大きな金額でもありますので、私思うのはこれまでもいろんな申し上げてきた経過ありますが、副市長にどうこう言ってもできない問題ですけれども、大変重要な問題だというふうに考えております。

次に、89ページの移住定住促進に関する経費のリーフレットの作成費が計上されておりますけれども、これまでも皆さん移住定住にいろいろ努力されたり、昨年の経緯もあるわけですけれども、これまでの経緯とその教訓を踏まえて、どのようなリーフレットを、砂川市を恐らくPRするリーフレットにならぬだろうというように思うのですけれども、どのようなリーフレットをどのくらい作成しようと考えているのかお伺いしたい。

○委員長 増田吉章君 広報広聴課副審議監。

○広報広聴課副審議監 近藤恭史君 移住定住促進事業につきましては、平成19年にすながわ移住定住促進協議会ということで、民間の方の協力を得まして会を発足して移住定住の事業に取り組んでまいりました。その後、平成21年から体験住宅ということでお試し暮らしということで21年には1棟、22年からは2棟用意いたしまして、体験住宅、移住を考えている方の対応をしてきたところでございます。その間、19年から事業を始めたところでございますが、砂川市がこのように移住定住の促進事業に取り組んでいるということで砂川のまちの特徴ですとか魅力、また生活環境を道内外の方々に広く周知をしたいということで、ホームページのほかリーフレットを作成し、PRに努めてきたところでございます。リーフにつきましては、平成19年に5,000部、平成21年度に3,000部を追加して、これまで8,000部作成してきたところでございます。これまで道外の東京、大阪等の北海道暮らしのフェア等でこのようなリーフを活用したり、移住相談者に対するリーフの配付など、さまざまな活用を図ってきたところでございますが、既に残数も1,000部を切ったというような状況にありましたことから、23年度でさらに3,000部作成したいということで今回予算を計上させていただいたところでございます。作成に当たりましては、これまでの内容をもう一度見直しをしまして、砂川の暮らしのよさに気がついていただけるような内容のものということで、協議会の皆様と内容について協議をしながらリーフのほうを作成してまいりたいと思います。また、これまでのリーフレットにつきましてはB4判の観音開きということで、ちょっと小さ目のパンフレットでございましたけれども、今度はちょっともう少し情報量を盛り込みたいということで、A4判の蛇腹折りのリーフレットということで考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長 増田吉章君 土田政己委員。

○土田政己委員 今砂川に来られて、ちょっと暮らしをされた方も、例えば砂川市のすばらしい、いいところ、例えば遊水地なんかのところを見られて非常に感動されたとか、いろんなお話を聞くのです。ですから、今言われましたように砂川にはすばらしいところがありますし、そういう意味では私はもっともっと我々のほうからすると砂川市のよいところの宣伝を、せっかくなつくリーフレットでぜひしていただいて、もちろん砂川に来て住んでいただくことも大事なことですけれども、これは砂川市のPRにつながるのではないかなと。来た人がこんないいところがあるのを知らなかったとかというようなお話も聞いたものですから、我々もっともっと砂川市全体のやっぱりPR不足でないかなと。そういう意味では、ほかのまちも同じような取り組みをしておりますから、それと競争ということになるのでしょうかけれども、やっぱり環境面においてもいろんな面においても砂川市はすばらしい、他市に負けない、いいものがたくさんあるので、そういうものをぜひ盛り込んだパンフレットをつくっていただきたいというふうに思うのですが、その辺のことに

ついて、もしご意見あれば伺いたいと思います。

○委員長 増田吉章君 広報広聴課副審議監。

○広報広聴課副審議監 近藤恭史君 今委員のほうからおっしゃいましたように、やはり砂川市の売りとしては自然環境のよさ、さらには生活環境ということで昨年新しい病院も建ちましたので、他市にないそういうよさをリーフレットの中で紹介して、砂川の暮らしのメリットに気がついていただけるようなリーフレットを作成してまいりたいというふうを考えているところでございます。

○委員長 増田吉章君 土田政己委員。

○土田政己委員 それでは次に、95ページのヘリポート費についてお伺いしたいのですが、ここにも今年度測量等の委託料だとか場内標識標示修繕工事費だとかというのが組まれているのですけれども、特に測量等の委託というのはどんなことになるのか、どういふところを測量されるのか。場内掲示場を、これが古くなったから修理、修繕するというのはわかるのですけれども、測量というのはどんなことなのか、ちょっと中身についてお伺いします。

○委員長 増田吉章君 市民生活課長。

○市民生活課長 高橋 豊君 ただいまのヘリポートの測量等の関係でございますが、本年このヘリポートにつきましても、3年に1回、航空法47条第2項に基づきまして国土交通省の検査が入ると。これに伴う測量委託ということになりますので、その検査を受けて、その検査を通るために、例えば測量委託だけではなくて、エプロン等の修繕を行う、あるいは検査手数料、こちらのほうも9万6,000円ほど計上させていただいておりますけれども、検査手数料をお支払いする、それからその検査を通るために場内の標識標示、これを補修すると、この工事一式、それから消防の関係では消火栓ホース、こちらのほうが消防のほうの定期検査のところでは指摘を受けておりますので、これもその検査のために修繕を行うということですので、この測量委託につきましても一連の検査を受けるために必要なものということで場内の測量を委託するということでもあります。

○委員長 増田吉章君 土田政己委員。

○土田政己委員 定期検査の手数料だとか、今言った場内標識だとか備品購入というのは私もわかるのですけれども、測量というのが、今改めて測量しなければいけないことがあるのかどうなのかとよくわからないものだから、国土交通省の検査を受けるためにやはり測量しなければならないところが、何を測量するのか。今用地を確定するわけでもないし。ちょっとその辺もう少し具体的に詳しくお伺いしたいと思います。

○委員長 増田吉章君 市民生活課長。

○市民生活課長 高橋 豊君 この場内の測量につきましても、例えばヘリポート、着陸部分の傾斜ですとか、全体のその部分も何%以下というのが決められておりますので、これを測量することによって、もしそれが検査が通らない状態であれば当然それも補修をし

て差を縮めるとか、ですから全体を測量して検査に通るための数値を求めて、それに基づいた修繕、修理を行うということでございます。

○委員長 増田吉章君 この点について、他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、第2項徴税費について、何か質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、ここで10分間休憩します。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 2時02分

○委員長 増田吉章君 休憩中の委員会を再開します。

第3項戸籍住民基本台帳費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

第4項選挙費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

第5項統計調査費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

第6項監査委員費、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、第3款民生費、第1項社会福祉費、質疑ありませんか。

土田政己委員。

○土田政己委員 109ページの知的障害者地域生活支援に関する経費の中の成年後見人等報酬補助金と申し立て費補助が計上されておりますけれども、ご承知のとおりこの成年後見人制度というのは2000年に制定されて介護保険制度と車の両輪というふうに言われてきたのですけれども、この中にいわゆる親族や市町村長らが申し立てて家庭裁判所が後見人を選ぶ法定後継人と、それから任意の後見人というのがあるようでありましてけれども、ここに計上されている成年後見人等の報酬あるいは成年後見人等申し立て費の補助金というのはどこに当たるのか、いわゆる法定後見人なのか任意の後見人というふうになるのかちょっと私わからないので、お伺いしたいと思うのです。

○委員長 増田吉章君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 峯田和興君 成年後見人制度の関係のご質問でございますけれども、成年後見人制度は判断能力が十分でない知的障害者あるいは精神障害者等々の要支援者に対して民法で定める成年後見人制度の利用を支援するため、低所得者などの負担が困難な裁判所への申し立て費用や後見人報酬を助成することによりこの成年後見人制度を利用し、要支援者の生活自立援助、自己決定の尊重及び権利を擁護するための事業でありまして、今回この予算に計上しているところとしましては、障害部分の法定の部分の後見人制度の

部分でありまして、報酬におきましては最終的には裁判所が本人の資産なり、あるいは後見人の内容等によって金額が決まってくるところなのですけれども、ここでは一応市としての上限として在宅の場合の成年後見人制度を見込んで月2万8,000円の12月期なりが成年後見人等の補助金であり、また申し立て費用として郵便代と登記手数料、印紙代あるいは本人の判断能力があるかないかの医者や鑑定士の鑑定も含めての申し立て費用の補助金ということで、今回は法定部分の後見人制度の部分についての障害部分の予算計上をしております。

○委員長 増田吉章君 土田政己委員。

○土田政己委員 今お話ありましたように、知的障害の方、精神障害の方もそうなのですが、最近では新聞報道で認知症の方も非常に多くて、そのほうが大変だというようなことで、政府もさらに成年後見人制度を一層普及していくということで、ことしはモデル市町村も設定してやっていくようでありますけれども、この後見人になれる人の資格といたしますか、どんな資格の方なのか、あるいは市内にそういう方がおられるのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思うのですが。

○委員長 増田吉章君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 峯田和興君 後見人になれる者として、当然本人が判断能力がない方で後見人なり、あるいは判断能力が十分でない方の保佐人とか、あるいはある程度判断能力があるような補助人とかということでも、またそれぞれちょっと違うところでもありますけれども、後見人としては奥さんとか、あるいは親族の方もなれるほか、当然市長とか、だれも身寄りのいない方については市長が申し立てにより、例えば後見の内容によっては財産の管理であれば税理士なりとか、あるいは会計士とか、それほど難しいものではないものについては奥さんとか、あるいは親族というような方も後見人になれるというようなところではあります。また、お話ありました高齢者とか認知症の部分におきましては、今回費目としては障害者部分の後見人制度の部分の予算を計上しておりますが、認知症の高齢者等におきましては介護保険会計のほうでの予算で計上しているところではあります。

○委員長 増田吉章君 土田政己委員。

○土田政己委員 それで、今お話ありましたように、その本人の判断能力において後見とか保佐とか補助とかと3種類があるというふうに言われているのですけれども、これは今言われましたように市町村長あるいは家庭裁判所が選べば、今親族でも、あるいはだれでも資格があるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○委員長 増田吉章君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 峯田和興君 最終的に裁判所等、家庭裁判所等の選任ということになりますので、あとは内容によって親族なり、あるいは本当に難しい財産等のものについてはある程度専門な方が任命されるということになると思います。

○委員長 増田吉章君 中江清美委員。

○中江清美委員 109ページの知的障害者相談員報償、それから身体障害者対策に要する経費の中も同じ報償ということで2万5,000円ずつあるのですが、この相談員報償というのはどなたに支払われるものなのか、この決まった方というのはいらっしゃるのかお伺いします。

○委員長 増田吉章君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 峯田和興君 知的障害者相談員と身体障害者相談員の関係のご質問でございます。この相談員におきましては、従前は北海道のほうで任命をして砂川市に配属されて砂川市の部分の相談ということで行っていたところなのですけれども、市においては平成22年4月から、この道の権限の部分の砂川市のほうに移譲を受けまして、砂川市の知的障害者相談員あるいは身体障害者相談員として活動を行っていただいております。知的障害者相談員あるいは身体障害者相談員の方におきましても、ある程度経験とか、あるいは今までの体験とかを生かして、よりよい身近な相談ということで市と一緒に相談会なんかにも参加していただき、事業を実施しているところであります。この報償等につきましては、本人に対する報償でありまして、この報償額については従前北海道で出していた部分の金額を砂川市としても参考としてその金額を現在は使用して本人等に支給しておりますが、内容的にはちょっとボランティア要素もあり、ちょっと金額的には年額の金額になっております。

○委員長 増田吉章君 中江清美委員。

○中江清美委員 この金額は、市持ち出しですか、それとも道のほうからこの全額支給されているのかということ。

○委員長 増田吉章君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 峯田和興君 この金額についての助成の関係のご質問でございます。従前北海道でやっていた部分におきましては、北海道で全額出していただいた分なのですけれども、これが砂川市で権限移譲受けるというところでは、今回歳入のほうで権限移譲交付金ということで、これについてはこれの相談員以外にもいろいろな権限の移譲を受けておりますので、その中に本人の報償費なり、あるいは出張の旅費等の部分も含めて全額道のほうで権限移譲の交付金のほうで充当されているところでございます。

○委員長 増田吉章君 中江清美委員。

○中江清美委員 済みません。ちょっとわからなかったのですけれども、全部道のほうから金額来ているのか、市のほうで持ち出しもあるのかということ。

○委員長 増田吉章君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 峯田和興君 済みません。全額北海道からの交付金で賄っております。一般財源の持ち出しはございません。

○委員長 増田吉章君 中江清美委員。

○中江清美委員 この相談員というのは、もともと北海道から委嘱されて、そういう方が

いらっしゃる、そういう人がいたのだと思うのですが、現在はその北海道のほうからそういう方がいらっしゃって相談を受けているのか、それともこの砂川の中でどなたか適当な方が任命されて、この業務を行っているのかお伺いします。

○委員長 増田吉章君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 峯田和興君 相談員におきましては、従前におきましても砂川市のほうで推薦をして北海道のほうで委嘱をしている実態にありました。今回においては、そのまま砂川市のほうで、通常今は従前と同じ人をお願いしてもらっているのですが、砂川市の方に引き続きお願いして実施をしております。

○委員長 増田吉章君 中江清美委員。

○中江清美委員 また違うところで、115ページの障害児対策に要する経費ということで、これは児童福祉……

○委員長 増田吉章君 児童福祉費です。

○中江清美委員 済みません。出直します。

○委員長 増田吉章君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、114ページ、第2項児童福祉費。

中江清美委員。

○中江清美委員 115ページの障害児対策に要する経費ということで、これは重度障害の方たちが今どこで訓練しているのか、私の知っている限りではふれあいセンターで月1回か2回ぐらい旭川から訓練士が来て、そして在宅にいる重たい障害のある子を訓練している事業だと思うのですが、その訓練の交通費補助というのが3,000円なのです。ということは、これは月2回としても1人分ぐらいの、あとは自家用車で親が送り迎えしているとか、そういう状況なのかなというふうに思っているのですけれども、今現状重症のそういう訓練を受けなければならない人というのはどのぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○委員長 増田吉章君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 峯田和興君 障害児対策に要する経費の療育訓練の関係のご質問でございます。

実際この療育訓練については、ふれあいセンターで実施している療育訓練、肢体不自由の特に重たいような方を中心に旭川からの療育センターの方とかが来て、大体毎月行っている部分で4人程度、最大4人程度の、一月に4人程度の療育訓練をしているところでございますが、その中で実際やっぱり来るのに大変だということで、交通費の助成ということで、これはタクシー等を利用した場合の助成を想定して予算を計上しているところでありますけれども、実際的にはなかなか保護者の方というか、いろいろ付き添いの方が車で来たりとかというような実態がありまして、なかなか当然1人で来るのが大変なところなのか、今交通費の助成というところでは余り利用がないような実態になっています。

○委員長 増田吉章君 中江清美委員。

○中江清美委員 本当にこの在宅でどこの施設でもちょっと預かれないような重たい人たちというのは結構、私が行ったときにはいたのですけれども、現在少し変わってきているのかなというふうに思うのですが、本当に自分よりも重たそうな子をだっこして訓練に来るのです。そうしたら、そういうときには大体自家用車を利用しているわけですが、本当にこれからどのようにそういう障害の人がふえるかわからないのですけれども、ことしはこのぐらいで済んだのですけれども、今後やっぱり自家用車を使って訓練するような方々に対してガソリン代を実費で支給するとか、それは今後のことになりますけれども、これは予算のほうに入ってしまうのですけれども、そういう重症児を持つお母さん方に対する、もうちょっと砂川としての思いやりの予算というのを今後期待して、その辺をお話しして。回答は要りません。

これで終わります。

○委員長 増田吉章君 第2項児童福祉費、土田政己委員。

○土田政己委員 117ページの学童保育に関する件でお伺いしたいのですけれども、空知太学童保育運営委託料と北光学童保育運営委託料が計上されておりますけれども、ことしは同額になっているのです。中身を見ますと、北光のほうを46万8,000円削って空知太のほうに30万ふやしたと。全体では16万8,000円の減という予算計上に昨年度から見ればなっているのです。今その学童保育の充実が強く求められて大変な状況にあるときに、なぜ北光のほう、空知太をふやすのは結構なのですけれども、北光のほうを46万8,000円も予算を削ったという、その理由はどういうことなのか。今の社会の流れに私は逆行するのではないかと。学童保育を一層充実しなければならないという状況にある中に逆行するのではないかと思うのですけれども、その辺どのようにお考えになっているのか。

○委員長 増田吉章君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 峯田和興君 学童保育の委託料のご質問でございます。

学童保育の民間に対する、やっただいている分の委託料の関係につきましては、補助額を基本に出しているところでございます。その補助額の中には子供さんの人員でちょっと何人から何人までということもあるのですけれども、今回特に北光のほうの学童保育の委託料が下がった分としては、昨年度の当初予算では障害児にかかわる部分ということで障害児の部分で多少加算、その子供がいて加算があった部分を当初予算で計上していた部分であるのですけれども、本年度、23年度に関しては、その子供さんがいなくなった分の補助分がなくなったので、その障害加算分が大きく減ったところによって北光の委託料が下がった状況にあります。

○委員長 増田吉章君 土田政己委員。

○土田政己委員 この空知太と北光の学童保育は、民間の方々が努力されてやられて、半

ばボランティアみたいな中身もあって一生懸命やられているのです。ですから、僕らとしてはもう少し援助をしてやったらいいのではないかなというふうな気はすごくするのです。市でやっているほうは、これはこれできちっとしてやられているのですけれども、民間の方は大変に苦労されながら、あるいは預かる児童の方も多くなってきたりして、今お話を聞くと、障害児の方がいなくなったからだということなのですからけれども、やはり今の状況のもとで、これは46万8,000円も例えば北光で減らされるとすれば、大変学童保育の運営に大きな支障を来すのではないかなというふうに思っておりますし、私どももいろいろお話も聞いて、本当に先生方というか、いろんな方がボランティアでご苦労されてやられているので、ここについては少なくとも私は予算、北光だけでなく全体として16万8,000円、約17万円ぐらいも少なくなっているということは今の社会情勢に私はさっき言ったように逆行するのではないかなと。少なくとも現状予算を、できれば幾ら骨格予算であってもそういう点では少しでもそういう苦労されている方に増額助成をしてあげるべきではないかなというふうに、今子供の教育やら子育て問題というのは非常に大変な大きな問題になっておりますし、子育て支援対策というのは非常に重要でないかと思うのですけれども、そのあたりのお考えについてちょっと伺います。

○委員長 増田吉章君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 峯田和興君 民間でやっていただいている学童保育の部分については、それぞれ地域性を生かしながら、よりよい療育に関して地域の方が非常に努力して頑張っているものと考えております。今回当初予算の委託に関しましては、国のほうといたしますか、補助のほうも空知太とかにおきましては、これは基本の部分なのですからけれども、基本の部分としては当然基準は上がっております。北光においても障害児分を、受け入れ加算分を除く部分としては単価が上がっております。その中で、今回北光の部分においては障害児の受け入れ部分が大きく減った部分で総体的にはちょっと減額というところになっておりますけれども、基本の部分での加算というところでは経費が補助の部分が上がっているところでもありますし、また今後、現在国の基準をもとに出しているところもございますけれども、何かしら運営上にいろいろ問題があるものにつきましては、今後委託の部分とも話を聞きながら検討していくものと考えております。

○委員長 増田吉章君 土田政己委員。

○土田政己委員 空知太のほうで増額されたのは大変結構なことで、30万円ふえたことは本当にいいのですけれども、思いはもっとふやしてほしいという気もするのですけれども、一方で増額は、結局北光を削って、北光をそれ以上に削って空知太に回したと。全体予算で言えばさっき言ったように減って、約17万も減ってしまっているというのは、やっぱり私はなかなか納得できないのです。本当に今ご承知のとおり、こういう不況の中で、あるいはお母さんが働くというようなことから、学童保育の充実が非常に、保育所の充実も求められているし、同時に学童保育の充実も非常にこの子育て支援対策の中でも強く求

められているという状況のもとでこのような予算計上されたというのは非常に残念なことでありまして、これ以上課長に言ってもしょうがない話でありまして、ぜひ今お話ありましたけれども、今後必要によっては予算の増額措置をとっていただきたいということを強く求めて終わります。

○委員長 増田吉章君 一ノ瀬弘昭委員。

○一ノ瀬弘昭委員 それでは、今ほども学童保育の関係で質疑があったところですけども、私もこれ毎年お伺いしていることなので、今回も漏れなくお伺いしたいなというふうに思うのですが、歳入のほうに至りましては、全体的に入所の通年利用あるいは短期利用、延長利用ということで人員書いてあったのですが、私いつも各学童保育所ごとの部分でお伺いしているものですから、4月1日の分からになるかと、23年度になるかと思うのですが、現状としてもう大体取りまとめというか、できているのではないかなというふうにちょっと思うのですが、その部分におきまして現状把握されている部分で結構なので、各学童保育所ごとの通年、短期、あと合計ですね、それと前年度比プラス・マイナス、増減ですね、それと定員に対する空き状況等々がどうなっているのかということをお伺いできればと思っています。

以上、お願いします。

○委員長 増田吉章君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 峯田和興君 学童保育の入所のご質問でございます。

平成23年度の分におきましては、広報等で申し込みをして、ある程度期限としては締め切っているところではあるけれども、今現在まだ人の申し込みが来ている状況でもありますので、平成23年3月上旬、3月1日なり2日ぐらいの状況で申しますと、中央学童としては通年が23人、短期が8人、南学童保育所は通年が42人、短期が16人、空知太保育所は通年が41人、短期が6人、北光学童保育所は通年が22人、短期が4人というような状況になっておりますけれども、現在まだちょっと多少の移動はあるところでございます。昨年の部分での比較というところでございますけれども、実は22年度の4月というところでの、4月現在、4月の実績というところではいきますと、中央学童が通年20人、短期が8人、南学童は通年49人、短期が24人、空知太保育所の通年が37人、短期が9人、北光学童保育所としては通年が30人、短期が8人というような状況であります。ただ、実際の入所に関しましては、短期の方についてはちょっと登録しているところではありますけれども、実際来るのが月に1回来るかどうか、来ないかとか、相当短期の方は申し込みだけしてという方も結構いらっしゃいます。そんな中では、現状におきましては定員に近いところもあるのですが、全員を決定して新年度からの受け入れというような状況と考えております。

〔「定員に対するあき」と呼ぶ者あり〕

現在のところにおきますと、定員、例えば中央40人とか南学童50人とか空知太40

人、北光30人と、これでいきますと短期の方についてはそれほど利用が少ないということと、今現状ではまだ多少入れるとっております。ただ、実際としては多少人数締め切った中でも3月中旬にもまだ申し込みが現在あるようなところでございます。

○委員長 増田吉章君 一ノ瀬弘昭委員。

○一ノ瀬弘昭委員 今るる現状で押さえている数字としてそれぞれお伺いしました。そんな中では、やはり先ほどの質疑の中でもありましたけれども、空知太が昨年の同時期から見ると通年のほうがふえている。短期のほうがシフトしたのかなという気もしないわけでもないのですけれども、そんなようなことで定員としては通年のほうもふえているということで、北光のほうがちょっと少なくはなっていますけれども、あとはそれなりにふえていたり横ばいであったりということで、空き状況に対しても余裕があるということで、随時またぼろぼろとといいますか、後からでも申し込みには対応していただけるということですのでうれしく思っているのですけれども、先ほど土田委員のほうのお話もありましたけれども、やはりこれからこういった子育て支援というのは人口を流出させないという大きなくりでいっても、安心して地元というか砂川で子育てができる環境整備というのはやはり大事なことだというふうに思っておりますので、今回の予算でこういった形の金額で出されておりますけれども、これは骨格でありますから、実際の補正になるのか何かは別としましても、これは政策的要素というのもまた結構あるものだなというふうにちょっと思うのですけれども、先ほど言ったような理由からやはりこれ大事なところなので、今後可能な限り予算をとっていただいて、一家族でもといいますか、一人でも多くの方々が利用しやすいような、そういった増額の部分も含めてですけれども、利用しやすいような学童保育の運営に努めていただきたいということを申し上げまして、この今回の今の質疑は終わりたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○委員長 増田吉章君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 私も学童保育の関係なのですけれども、私はちょっと施設的な面でお伺いをしたいと思うのですけれども、特に南学童と中央学童の関係なのですけれども、まず南学童、今年度の予算の中でグラウンドにある大きな木を何らかの形で処理をするような予算が含まれているのかどうかと、それから南学童の中で一部屋、結構大きな部屋が使われずに置いてある。話によると、老人の関係のリハビリに使うはずだったのか、今もそうなのかわかりませんが、私が見に行った限りは使われていない部屋のように、その辺のところはどういうふうにされるのか。今のお話でいくと、南学童も結構な数が、定員に近いぐらいな数がいて、あの部屋がうまく使えたらいいだろうなというふうに私は思ったのですけれども、それともう一つはとてももう古いですね、以前南の保育所だったところを今学童にしているわけですから。中央の学童保育も今の総合福祉センターの地下ですよね。実は、一番いいのは空知太小学校の学童だと思うのです。その学童をする上での

環境としては、夏はプールに入りますし、グラウンドでかなり動けるし、遊具も使えるしということなのです。全然なかった学童が今このようになって非常によくなったと思うのですけれども、それぞれの施設、それぞれ一つ一つの学童を見ていくと、かなり大変な状況がこれから予想されると思っていますが、今言ったように今年度の予算の中ではその辺の、例えばちょっとした壁の塗りかえだとかそういうことについては何も入っていないのかどうかをお伺いします。

○委員長 増田吉章君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 峯田和興君 学童保育の施設に関するご質問でございます。

平成23年度の当初予算の中に質問にありました大きな木、ちょっとそこについては去年は虫がついてみたいなの話があって、その周りを囲って対応したみたいなのところもあるのですけれども、なかなか大きな木でありまして、今年度についてはその除去ということでの予算計上はしておりません。また、現在南学童保育所の一つの部屋の部分で使っている部分といたしまして、使っているといたしますか、福祉会のほうに建物の使用の賃貸ということでお貸ししている部分が一部あります。そこについては、福祉会のほうで当初陶芸とかそういう感じで使用をする予定があるというようなことで貸しているところでもありますけれども、実際のところ現在までの利用はないところでありまして、この関係につきまして私が福祉会のほうとお話をしたところでありまして、学童保育の人数も結構ふえてきて、今後この辺の福祉会としての使用はどうなのだとということで、現在としては使用していないし、学童保育がある程度多くなっていくところであれば、うちのほうとしては相談に乗るみたいな話もありました。ただ、その施設の改修部分にも大きく経費がかかることや、先ほど委員さんの言われたように安全面、安心面とかを考えると、やはり学校単位で本来できる形がいいのかなというところもあります。ただ、学校のほうについても、あいている教室というところでもいろいろな問題もあるのかなと思ひまして、それらもにらみながら今後の学童保育の人員の状況、これからどのようにふえていくのか、あるいは現在学童保育におきましては本来低学年までというところを多少4年生以上という方も預かっている部分もありまして、今後の子供の学童保育の入所状況等を見ながら考えていくものと思っております。

○委員長 増田吉章君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 大切な問題だと思うのですけれども、今とりあえず学童保育の数がふえて、ただ施設的には非常に厳しい施設もあるかなというふうに思うのです。これって保育料の関係にもかかわってくることなのですけれども、例えば南、中央はタクシーで送り迎えをしているわけです。これ、学校でもしやれるとすれば、そういう必要はなくなるだろうというふうにも思いますし、遊ぶには最適な学校というのは場所ですよ。冬は体育館も使えるし、というようなことも考えるべきではないかなというふうに思います。

それで、先ほどの、課長はわかっていらっしゃるのですけれども、大きな木ですよ。

これは、非常に大きな木になっています。その隣は、今宮川の福祉複合施設が近くに建っていて、あそこに毛虫が物すごくいっぱいいたのです。こんな大きい毛虫です。それを、みんなが何をしているかという、子供も指導員もあわせて割りばしでビニール袋に入れて処理をしているところを僕たまたま行ったのです。これ、どうにかならないのかなと課長に相談したのですが、そうしたらこれも残念なことにそばに近寄らない処置をただけだったのです。これでは何にもならなかったかもしれないというふうに私は正直思います。ことし、またその幼虫が発生するかどうかわかりません。わからないのだけれども、あの木はなぜかあそこに残り残された木だと思うのですが、あれって日陰になるというよりは、そのうち何か倒れたらどんななるのだろうかみたいな心配のほうがある感じがします。やっぱり南の保育所からの施設ですから、本当に古いし、ここはもうそろそろ何とかしなければならぬというふうには思うのですが、やっぱり現状は何にもそういう関係の予算というのは今回ついていないようなので、そのまんまなのか、今後少しでも見直そうとされている思いはあるのかどうかを聞かせてください。

○委員長 増田吉章君 市民部長。

○市民部長 井上克也君 南学童保育所の大きな木については、私も現地の確認しております。今委員さんおっしゃいました、これはやっぱり預かっているお子さんに万が一の危害というようなことがありましたら、これはやっぱり大問題になりますから、そこは十分検証させていただきたいというふうに思います。

○委員長 増田吉章君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 峯田和興君 南学童の施設の関係でいきますと、今後これからの子供さんのふえ方なり、あるいは本来言われているように学校単位でできれば安全、安心という面でも非常にいい点でもあるところがございます。ただ、地域としての受け皿的な問題もありますので、私どもとしてはよりよい形にいけるようにいろいろ検討をしてみたいと思っております。

○委員長 増田吉章君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 最後になりますけれども、学校でやろうとするのか、空き教室が僕は結構あると思うのです。学校に聞くとないと言うのですが、あるのです。そこに、例えば物置にしていたらそこは空き教室ではなくなるという事情も僕はあると思うのですが、学校としてはそこを抱え込みたくないのかなというところももしかしたらあるかもしれない。だけれども、さっきの南保育所の後の南学童ですね、こちらは本当にさっきから言っているように建物古い。相当冬は大変だと思います、正直言って。それで、こちらの中央保育所のほうも地下ですよ。地下の中で、あの狭い中でみんなが遊んでいるのです。そういうことをやっぱりある程度総合的にいろいろ考えていただいて、せっかくやっているいいサービスですから、どういうふうにすればもう少しよくなるのかというようなこともあわせて、ぜひ考えていただきたいというふうに思いますが、多少なりとも考え

ていかれるような思いはありますでしょうか。

○委員長 増田吉章君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 峯田和興君 私のほうでも教育委員会等に聞きまして報告物というか、空き教室ということでは、将来ずっとあいている教室ということでは回答ではなかなか難しいというような状況も聞いているところでございますけれども、今後もちよっと学校のほうにも行って状況を再度確認しながら、確かに施設面あるいは子供のふえ方等々もどういう状況なのかを調べまして、早々になるのかちよっと先になるのかということもありますけれども、よりよい学童保育の運営には考えていきたいと思っております。

○委員長 増田吉章君 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、第3項生活保護費、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、122ページ、第4項災害救助費、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、124ページ、第4款衛生費、第1項保健衛生費、質疑ございませんか。

吉浦やす子委員。

○吉浦やす子委員 衛生費の中の125ページ、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業に要する経費のところ質問なのですが、予防接種委託料ということで子宮頸がんのワクチンの接種について、砂川市は国の定めた中学校1年生から高校1年生を超えて、今年度は高校1年生、来年度から高校3年生まで拡大するということで、高校2年生の娘さんを抱えているお母さんからはよかったと、そういう声をたくさん聞かれています。高校1年生までかと思ったら高校2年生までということですので喜んでいらっしゃいましたけれども、2月、3月、今年度のワクチンの接種状況について伺います。

○委員長 増田吉章君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 福士勇治君 子宮頸がん予防ワクチンの2月、3月の接種状況についてご報告申し上げます。

接種状況につきましては、中学1年生から高校2年生まで、対象者は360名ございました。中1が5名、中2が23名、中3が22名、高1が19名、高2が20名、合計で89名の接種者がございまして、接種率は24.7%となっております。

○委員長 増田吉章君 吉浦やす子委員。

○吉浦やす子委員 接種してきたお母さん方からちよっと声を聞いたのですが、私が聞いた方、高校2年生の娘さんがいらっしゃるお母さんなのですが、一緒に接種しに行ったということで、市からこういうワクチンのお知らせが来てすぐ行ったそうなのです。それで、2月1回目で3月2回目をするということで言われていたのですが、娘さんが行っている高校で何かいろんないわがわがが立って、お母さん方がうちの子は連れて

いかないとか何かそういう不安を抱えているようで、ちょっと心配だったので今質問したのですけれども、どんなことで不安、そういう学校でうわさになっているのと聞きましたら、注射が物すごく痛いということとか、それから注射をした後、そのお母さんは娘さんと一緒に行ったら30分病院から出たらだめだと、病院の中に入れてくださいと、そんなふうに言われたそうなのです。具体的な説明がなかったために、その30分の間にどんなことが起きるのかと、そういう不安がすごくあったそうなのですけれども、そのお母さんは娘のためにこのワクチンはすごく大事なことだということで聞いていたので、きちっと行ったそうなのですが、お母さん方同士で話をしていて、何かその30分待つということにもすごく何かあるのではないかと、ぐあい悪くなるのではないかと、何かそういううわさが広がって、娘さん行っている高校ではそういううわさが広がって、お母さん方にも広がったりして、ちょっと行くのを控えているとか、そういう声がちょっと聞かれて、そのお母さんはきちっとわかればみんな行くのではないかと言うのです。それで、ふれあいセンターから私はもらってきたのですけれども、こういう説明書いたものが各対象者のほうに行っていますけれども、ちょっとこうやって見ても難しいのかなと。中学生とか読んでもちょっと難しいのかなと思ったのですけれども、もう少し中学生、高校生にもっとわかって、納得していけば保護者の人も安心して子供に言って連れていくのではないかなと。今接種率聞きましても89名ということで、まだまだこれからなのだなということですが、3月いっぱいはずは今年度ですから、もっと受ける人がふえてもらえればいいと思うのですけれども、きちっとこのワクチンのことをもう少しわかるように説明するというか、どういうふうにしたらいいのかちょっとあれですけれども、そういう取り組みも必要ではないかなと。せっきゃくこれだけの予算をつけて、砂川市の場合高校2年生まで拡大できたということですので、もう少しわかりやすく皆さんの不安を取り除くようなことを考えたらいいかと思うのですけれども、その点について伺います。

○委員長 増田吉章君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 福士勇治君 委員さんご指摘のように、いろんな不安を持たれては困るということから、個別に送付するときにはちょっと内容的には多いかもしれませんが、非常に説明の細かいものを同封させていただいて、任意接種なものですから、お子さんの判断ではなくて、保護者が判断できるように、そういった説明をさせていただいております。その中で、ご指摘ありましたように、中にはまれなのですけれども、失神される方もいるということで、打った後30分ぐらいは様子を見てくださいということがこの予防接種を受ける場合の注意点としてあります。その部分が説明書の中にあるのですけれども、そこが読まれていないのかなという懸念はありますが、各個人個人に案内を送っているところですので、そこをよく読んでいただくということをこれから周知したいと思っていますし、この制度を広めるに当たりまして、今の小学校6年生が4月に新中学1年生になります。教育委員会の協力を得まして、砂中に新1年生になる保護者説明会、あるいは

石中で新1年生になる保護者説明会にふれあいセンターと同席させていただきまして、保護者に対してこのワクチンの接種の注意事項と周知を行ってまいりました。今は、ホームページで周知をしているところでございますが、さらに新年度に入りましても広報等で周知をしながら、より多くの方に接種をしていただきたいと思いますと考えております。ただ、今ご承知のように子宮頸がんワクチンにつきましては全国的に品薄の状態がありまして、初回接種の方につきましては当分の間控えていただくという措置がとられてございます。初回を受けられた方の2回目、3回目の分につきましては保証されておりますが、初回接種の分は今控えていただいている状態でありまして、高校1年生、2年生でまだ初回接種されていない方につきましては7月ごろの予定と聞いておりますが、再開されますので、それ以降打っていただくこととなります。そのような措置もホームページ上でお知らせしておりますが、ご協力をいただきながら行ってまいりたいと思っております。

以上です。

○委員長 増田吉章君 吉浦やす子委員。

○吉浦やす子委員 新中学1年生には7月に保護者説明会……今6年生で今度4月に中学1年生に上がる生徒の方には入学説明会ですか、そのときに保護者と一緒に説明をするということですね。それでいいですか。

○委員長 増田吉章君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 福士勇治君 説明が不足で済みません。

これから中学1年生になる今の小学校6年生の保護者説明会が既に開催されました。その場で保護者の方にはご説明をさせていただいております。今度中1になられるご家庭には、また同じようなものを個別に改めて送付をいたします。

○委員長 増田吉章君 吉浦やす子委員。

○吉浦やす子委員 その保護者説明会にはふれあいセンターの保健師さんが来て説明するということなのですけれども、今度中学生になる方はそういうところで保護者の方がふれあいセンターの保健師さんからお話を聞くということなのですけれども、やっぱり保護者の人がちゃんとわからないと、子供さんと一緒に行かれないと思うのです。それで、それ以外の中学2年生、3年生、高校生のお子さんを持つ方々にそのふれあいセンターの方が説明するというか、そういうことというのは学校とも協力する形になるかもしれませんけれども、そういうことというのはできないでしょうか。

○委員長 増田吉章君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 福士勇治君 現段階で学校へ赴いてということは考えてございません。個別に郵送した中に少しわかりやすい、漫画を使った説明資料もお子さん用に入れてございますので、お子さんにつきましてはそれを見ていただければ十分わかる内容になってございますので、お子さんもそれを見ていただいて、保護者の方も説明文をよく読んでいただいて、任意接種でございますので、その中で判断をいただきたいと思いますと考えております。

○委員長 増田吉章君 吉浦やす子委員。

○吉浦やす子委員 わかりました。

それで、砂川で指定されている病院がたくさんあるのですけれども、私が相談を受けた方はどこの病院に行かれたかわからないのですけれども、病院のほうでも詳しい説明がなく、ただ病院から30分間は帰ったらだめだと、そんな説明だったようなのですけれども、そういうときにきちっとどういうことで30分様子見しなければならないのかと、そういう説明をしてもらえたらいいのではないかと、そのお母さん言っていましたけれども、そういうきちとした説明があれば、きっと安心すると思うのです。その説明がないために不安がわっと広がってしまって、行かないかなというふうになっているようなのですけれども、そういったことを市のほうから各指定されている病院に、子供さんにも保護者の方にもわかりやすく、30分待たなければならないということの説明をきちっとしてもらえるように言っていただきたいと思うのですけれども、その点について伺います。

○委員長 増田吉章君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 福士勇治君 先ほど個別に郵送した添付物の中に接種を希望する方へということでお子様と保護者の方へという文書が1つありまして、その中で接種後は30分間安静にしてくださいねということが書かれてあります。これをよく読んでいただければわかることではあるのですが、実態としてそれを理解されていないということで、現場のほうで誤解があるということであれば、ふれあいセンターのほうから再度、これから受けられようとしている方に対する周知と病院、診療所に対してそういった依頼をしていきたいと思えます。

○委員長 増田吉章君 吉浦やす子委員。

○吉浦やす子委員 ぜひふれあいセンターのほうから病院のほうにもう少しわかりやすい説明をしていただきたいということで伝えていただきたいと思えます。

それで次、127ページのほうなのですけれども、女性特有のがん検診推進事業に要する経費ということで254万1,000円で、これは子宮頸がん、乳がんの無料クーポンのことだと思うのですけれども、これについて無料クーポンが配付される、この事業が配付される前から比べて受診率はどのくらい上がっているのか伺いたいのですけれども、これは検診受診率を上げていくための事業だと思うのですけれども、受診率についてどのように上がってきているか伺います。

○委員長 増田吉章君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 福士勇治君 比較いたしました受診率につきましては、今手元にはございません。ただ、間違いなく受診率は上がっております。ですが、なお一層受診率を上げたいと考えておりまして、これまでの受診状況をかながみまして今年度の予算を組んでおりますが、対象者は464名いらっしゃいますが、これまでの受診率をかながみまして、子宮がん検診につきましては160名、乳がん検診につきましては632名の対象に対し

まして235名のそれぞれ受診見込みを組んでおりますが、ご指摘のように一人でも多くの方に受診していただきたいということで、これらにつきましても、せつかく5歳刻みで無料でございますので、それを利用できるように周知に努めてまいりたいと考えております。

○委員長 増田吉章君 吉浦やす子委員。

○吉浦やす子委員 せつかく予算とるので、受診する方を本当にふやしていただきたいと思うのですが、ことしに入ってからこのがん検診を受けて、がんの前の状態で発見されたという方が身近な方でも4人いらしたのです。それで、検診を受けたためにがんの前の状態だったので、手術が10分ぐらいで終わったというのです。それで、子宮を全部取らなくても済んだという方が本当に身近な方で4人もいらしたのです。このがん検診というのはすごく大事なことです。女性の健康を守るためにすごく大事なことだと思うのです。それで、2011年に受診率を50%に上げていくというそういう目標、国でもそうですし、砂川市でもそういう目標を立てていましたけれども、やはりこの受診率を上げていくためのいろいろ啓発活動というか、啓発に力を入れていかなければ、またもらっても行かないという人もかなりいらっしゃいますので、そういう啓発活動というか、意識を高めていくための取り組みについて伺います。

○委員長 増田吉章君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 福士勇治君 受診率の向上につきましては、これのみにかかわらず、すべての検診につきまして受診率の向上に努めております。特に今女性特有のがん検診について言えば、先ほどヒブワクチンのところで説明いたしましたが、新1年生になる保護者説明会のときにほとんどがお母さんたちだったものですから、ヒブワクチンの説明の後に。

〔「ヒブワクチン」と呼ぶ者あり〕

子宮頸がん、お子様用のヒブワクチンの説明のときに保護者の方ほとんどお母さんたちだったものですから、その説明の後にお母さん自身も子宮がん検診、乳がん検診を受けてくださいという広報もしております。あらゆる場面でそういった対象者にどういう検診があるかというのを把握しながらその都度、個別にも指導、周知しておりますし、ホームページ、広報紙を通じながら、これからも受診率が上がるように努めてまいりたいと考えております。

○委員長 増田吉章君 吉浦委員の質問については、休憩、再開後に受けたいと思います。10分間休憩します。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時10分

○委員長 増田吉章君 休憩中の委員会を再開します。

吉浦やす子委員。

○吉浦やす子委員 意識啓発をいろんなところでしていただけるということで、特に子宮

頸がんについては20代、30代の方が今すごくかかっている方が多くて、亡くなる方もいらっしゃるということなので、若い方が集まるいろんな場でもそういう啓発、検診を受けることの啓発をしっかりとさせていただきたいと思っておりますし、例えば成人式だとか、そういうところも利用して、これから検診の受診率を50%まで上げていけるように取り組んでいただきたいと思いますけれども。

○委員長 増田吉章君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 福士勇治君 ご指摘のように、成人式など市の行事を含めまして、他の民間で行っているそういったイベントなどにも参加できるものがあれば積極的に参加しながら啓蒙、啓発に努めてまいりたいと考えております。

○委員長 増田吉章君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

130ページ、第2項清掃費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

134ページ、第5款労働費、第1項労働諸費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

第6款農林費、第1項農業費について質疑ありませんか。

土田政己委員。

○土田政己委員 139ページでちょっとお伺いしたいのですけれども、1つは中山間地域直接支払制度はほぼ昨年と同じ予算計上になっているのですけれども、国のほうではその制度の充実をして、もっと支援を受けられるようにするというような法律を、これは国会通っていないのですけれども、23年度から行うというような状況なのですが、そのようなことを考慮されていなかったのかどうなのかちょっとお伺いしたいのです。

○委員長 増田吉章君 農政課長。

○農政課長 小林哲也君 中山間地域直接支払に関することをございますけれども、制度の充実ということで、去年と変わっている部分といたしましては、離島の平たん部についても助成の対象とするということと、あと対象地域で、砂川市の場合は過疎で拾っていただいているのですけれども、その他いろいろ特定の農山村法だとか、そういういろいろな対象地域があるのですけれども、知事が特区に認める場合というものがあまして、そういうところの対象の交付金の額が上がったと、そういうところが主な改正点でありまして、今回の砂川市に対しては特に変わるところはないかと思っております。

○委員長 増田吉章君 土田政己委員。

○土田政己委員 砂川市に対応するものはないということで理解してよろしいですね。わかりました。

もう一点、農地・水、これも同じなのですけれども、保全管理支払交付金が、これもまた何か環境保全型の農業直接支払交付金等に名称変わっているというような状況もあって、

今までは組織をつくらなければだめだけれども、個人にも申請されれば交付されるような中身が報道されているのですけれども、そういうのは今の砂川で取り組んでいる、団体で取り組んでいますね、農地・水で取り組んでいる部分に上積みされていくのか。砂川市では対象者にならないのか、ちょっとお伺いしたいのですが。

○委員長 増田吉章君 農政課長。

○農政課長 小林哲也君 農地・水保全管理支払交付金でございますが、23年度から制度が一部変わりました、共同活動支援交付金と向上活動支援交付金の2つに分かれました。共同活動につきましては、これまで砂川市でも実施しておりました地域ぐるみでの共同活動、水路の泥上げだとか植栽だとかそういう環境整備、こういうものについて補助をしておりました。これについては変わりません。新たにできました向上活動支援交付金につきましては農業施設の長寿命化のための活動に支援するというので、具体的に言いますと素掘り側溝をトラフ側溝にするだとか農道の舗装、水路の老朽化した部分の補修だとか、そういうものが対象になるのでございますが、5カ年計画で実施計画を策定してもらって、これも集落ごと、集落の中でやっていただくことになると思います。具体的なものにつきましては、まだ国の要領、要綱が定まっておられません。それと、集落の方には先月国、道の方に来ていただいて説明会を実施したのですけれども、まだ詳細なところがいろいろと決まっていない部分が多くありまして、これにつきましては決まり次第補正対応で行っていきたいと思っております。

あともう一つ、環境の部分ですね、環境の部分がこれまで環境の部分も農地・水・環境保全支払ということで同じ農地・水の中にあつたのですけれども、これが新たに切り離されて環境保全型農業直接支払交付金という形で、中身につきましても化学肥料、化学合成農薬を5割削減する取り組みと、カバークロップの作付、リビングマルチ、草生栽培、これとの取り組みを一緒にやっていただくと、そういうことで、あと冬期湛水って冬の間田んぼに水をためるのですけれども、これはちょっと北海道では該当しないのかなと思います。あと有機農業の取り組み、農薬、化学肥料を使用しない農業の取り組みですね、こういうものを実施する、これは今度個人の方に10アール当たり8,000円、国、地方合わせて8,000円ということになっております。これにつきましても、まだ要綱、要領、これも先月説明会をしたのですけれども、要綱、要領が定まっていないということで、まだ詳しいところまではいっておりませんが、これにつきましても補正、要綱、要領が固まり次第できる方がありましたら要望を取りまとめをしまして補正予算という形をとらせていただきたいと思います。

○委員長 増田吉章君 土田政己委員。

○土田政己委員 わかりました。

今これは、今までと違う。今まででは一緒になって、1階部分と2階部分は一緒になって集落を取り組まなければだめでしたけれども、環境型については別枠になって、個人でや

る場合でも適用になると。幾つかの条件が有機栽培とかいろいろな条件があるのだけれども、なるということなのです。ちょっといろいろ農家の方からも聞かれる部分があるものですから、だからそういう点では今説明ありましたように個人の申請というか、個別の水・環境の組織に入っていない人たちも申請を受けられるというふうに理解していいのですかどうか、そこだけです。

○委員長 増田吉章君 農政課長。

○農政課長 小林哲也君 個人支払いになりますので、今までの農地・水の集落に関係なく実施できると思っております。

○委員長 増田吉章君 尾崎静夫委員。

○尾崎静夫委員 中山間地域等直接支払は、中身については大変充実されてきているというのは理解しているのですが、これは地域が限定される、面積が限定されていると思うのですが、今後この中山間地域全体の対象地域をふやすとか、そういう考え方ということがあるのかなというふうに思います。制度そのものはわかっているのですけれども。

○委員長 増田吉章君 農政課長。

○農政課長 小林哲也君 中山間地域直接支払のお話でございますが、現在砂川市で対象となっている急傾斜地、これにつきましては水田が20分の1以上、畑の部分は砂川市では対象、今なっていないのですけれども、国、道の要綱では20分の1以上の水田を対象とするということになっております。今最近出てきましたのは、緩傾斜というものがあるわけなのですけれども、緩傾斜地というのが水田で100分の1以上20分の1未満の勾配、それと畑で8度以上15度未満ということで、これは緩傾斜ということになっておりますけれども、国の要綱、要領では市町村長が特に認める場合はこの緩傾斜地というのを対象としてもいいよということになっております。それで、市町村長が特に認める場合は、国のガイドラインを参考にして緩傾斜地を対象にできるかどうか判断しなさいということなのですけれども、この国、道のガイドラインが急傾斜農地と連担していることということになっているのです。連担しているということは、今急傾斜で取り上げられている部分とくっついているということになると思うのですけれども、これでありますと砂川市は該当するのが余りないのかなというふうに思っていたのですけれども、ほかのところでは他市町村を見ますと緩傾斜だけで対象としているところが多々あります。これにつきましては、ガイドラインを参考に市町村が独自に対象農地を定められるということで、道の許可を得てやっているところがございますけれども、砂川市でもその緩傾斜が拾えないのかという要望が上がってきております。農地・水の対策が平成19年度から行っておりまして、これは5年間継続をしてやってくださいということで、23年度で一応5年の区切りがきますので、24年度からその緩傾斜が拾えるか。農地・水で拾われている部分を全部が緩傾斜ということではないと考えておりますけれども、予算的にも交付の額が農地・水より

もかなり上がりますので、市の負担というのかなり大きくなっていく部分もあるかと思
いますので、この辺りとしてどこまで拾っていくかというところを検討しながら考えてい
きたいと思っております。

○委員長 増田吉章君 尾崎静夫委員。

○尾崎静夫委員 そのとおりでありまして、この中山間地等の直接支払というのは時限立
法でいつか切れるよみたいな話で最初があったので、砂川でもその緩傾斜という部分の採
用を考えたこともあるのですが、やってもあと2年で切れるよとかあと3年で切れるよと
いうことがあって断ち切れた経緯が過去にもあるので、今の話によりますとそうでもない
ですし、今の政策的には中山間地というのをもっと充実するべきだという農政的な中身が
ありますので、確かに砂川市の負担分というのが当然ふえてくるのは理解しますけれども、
やっぱり農業振興とか地域振興ということを見ると重要な施策でないかと思うので、余
り言うとなんか一般質問になりますけれども、この予算に絡みながら農地・水と絡みながら十分
協議していただきたいと思うのですけれども、その辺の考えを改めて伺って終わります。

○委員長 増田吉章君 経済部長。

○経済部長 栗井久司君 ただいまご質問いただきましたとおり、中山間地域でも農地・
水に対しても生産者団体、それから生産者皆様といかにしたら農業所得がふえるかとい
うこともあわせて、今後は個別所得の本格実施も始まっておりますので、すべての中で協議
を検討して、よりよい農業振興を図ってまいりたいというふうに考えております。

○委員長 増田吉章君 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続いて、第2項林業費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

142ページ、第7款商工費、第1項商工費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続いて、第8款土木費、第1項土木管理費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次、146ページ、第2項道路橋梁費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

150ページ、第3項河川費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続いて、第4項都市計画費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続いて、第5項住宅費について質疑ありませんか。

一ノ瀬弘昭委員。

○一ノ瀬弘昭委員 それでは、住宅費の関係になるかと思ってちょっとお伺いするのです

けれども、優良住宅等々の関係あるいはハートフル住まいとの関係もちよっと出てくるのかなとは思うのですけれども、第6期総合計画のときかな、新エネルギー、いわゆる太陽光発電だとかそういった部分について、そういった優良住宅との融合というのか、コラボというのか、何かそういう部分において4月からでもというようなちよっと話があったのかなと。4月からとは明確ではないかもしれないけれども、そういったことを検討していきたいというようなお話があったかと思うのだけれども、具体的に今回のこの中ではちよっと見てとれないのだけれども、その辺のちよっと、ないのだとは思うのだけれども、どこかに入っているのですか入っていませんか、どうですか。

○委員長 増田吉章君 建築住宅課副審議監。

○建築住宅課副審議監 金丸秀樹君 長期優良住宅、それから新エネルギーの関係の内容がハートフル等の中に盛り込まれているかというようなご質問だと思います。

今回のハートフルの推進事業に関しましては太陽光、それから長期優良住宅については助成の対象という内容では入っておりません。しかしながら、前お話ししていた内容ということで今ご質問された中に今後検討するという内容でお答えしております。今の制度、時限立法で来年の3月までであるのですけれども、既に新しい制度、これから踏襲する制度の中にそのようなものを考えていかなければならないということで部内でも検討を始めているところでございます。

○委員長 増田吉章君 一ノ瀬弘昭委員。

○一ノ瀬弘昭委員 時代の流れからして、一刻も早くそういった部分も盛り込んでいただければなというふうに思うので、今回のこれには直接反映はされていないかもしれませんが、今後そういうことも検討されるということの確認がとれたので、いいかなというふうに思っていますので、一刻も早くとは言いませんけれども、なるべく早目というのか、そういった部分も盛り込んでいただければと思います。よろしく願います。

○委員長 増田吉章君 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

第9款消防費、第1項消防費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

162ページ、第10款教育費、第1項教育総務費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

第2項小学校費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

168ページ、第3項中学校費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

170ページ、第4項社会教育費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次、176ページ、第5項保健体育費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

第6項給食センター費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

184ページ、第11款公債費、第1項公債費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、186ページ、第12款諸支出金、第1項過年度過誤納還付金について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

第2項特別会計繰出金について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

186ページ、第3項開発公社費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

188ページ、第13款職員費、第1項職員費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

第14款予備費、第1項予備費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続いて、8ページ、第2表、地方債について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、歳入に入ります。12ページから76ページまで質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

ここで申し上げます。本案について小黒弘委員外1名から修正の動議が提出されております。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時32分

再開 午後 3時33分

○委員長 増田吉章君 休憩中の委員会を開きます。

ただいま配付しました修正案を本案とあわせて議題といたします。

提案者の説明を求めます。

小黒弘委員。

○小黒 弘委員 議案第8号 平成23年度砂川市一般会計に対する修正案を提案いたします。

1枚をめくっていただいて、平成23年度砂川市一般会計予算修正案をごらんください。

1で第1条第2項中「第1表 歳入歳出予算」を次のように修正いたします。

歳出についてであります。2款総務費の原案金額5億7,907万1,000円を557万円減額し、5億7,350万1,000円に、1項総務管理費の原案金額5億2,758万7,000円を557万円減額し、5億2,201万7,000円に、14款予備費の原案金額500万円を557万円増額し、1,057万円に、1項予備費の原案金額500万円を同じく557万円増額し、1,057万円といたします。歳出合計は、105億300万円と同額です。

続いて、裏面をお開きください。2、歳入歳出予算事項別明細書を次のように修正します。

2款総務費、1項総務管理費は、ただいま提案したとおりです。5目財産管理費について、原案金額4億133万5,000円を3億9,576万5,000円に、12節役務費184万6,000円を7万2,000円減額して177万4,000円に、これは自動車保険料の減であります。18節備品購入費の原案金額1,130万8,000円を543万8,000円減額して587万円に、こちらは車両購入費の減であります。続いて、27節公課費は26万1,000円を6万円減額して20万1,000円に、こちらは自動車重量税の減であります。

14款予備費、1項予備費、1目予備費は、それぞれ原案金額500万円を増額し、修正金額を1,057万円にするものです。

以上のように平成23年度砂川市一般会計予算を修正するものですが、これより提案理由を申し上げます。提案理由については、平成23年度一般会計予算の基金残高は18億5,500万円になり、平成16年の行財政改革時の2倍以上となって、財政的には危機を脱したように思われます。そのようなこともあってか、平成23年度一般会計予算、2款総務費、共用車の管理に要する経費のうち車両購入費1,114万1,000円には市長、議長共用車、こちらは3,000cc、4WD普通乗用車と議会、市役所共用車、ハイブリッド、ワンボックス車の2台が含まれています。市内経済は悪化するばかりで景気の話は聞かれません。また、市民サービスについても平成16年の行財政改革で削減に次ぐ削減が行われましたが、これまで復活あるいは見直された事業は数少ない状況です。このような現状のもと、市長、議長共用車の購入はとても市民の理解が得られるものではないと考えます。また、改選期を間近に控え、市長の乗る車をどうするかは政策的な争点にもなる事案であります。市長、議長共用車は、勇退を表明された菊谷市長が提案すべきではなく、新しく就任される市長が政策予算として提案されるべきものであると考えます。

以上の理由をもって、3,000cc、4WD普通乗用車の車両購入費及び諸経費の総額557万円の減額と予備費を同額増額する予算の補正を提案いたしますので、委員各位のご賛同をお願いいたします。また、質疑をいただければ適切な答弁に努めたいと思いますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上申し上げまして、提案説明といたします。

○委員長 増田吉章君 これより修正案の質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

ただいま挙手された方の中で原案に賛成の討論を行う方はもう一度挙手願います。

〔挙手する者あり〕

次に、原案及び修正案に反対の討論を行う方はもう一度挙手願います。

〔挙手する者あり〕

次に、修正案に賛成の討論を行う方はもう一度挙手願います。

〔挙手する者あり〕

それでは、矢野委員。原案の賛成の方ですね。

○矢野裕司委員 私は、議案第8号 平成23年度砂川市一般会計予算の原案に賛成の立場で討論を申し上げます。

平成23年度予算は、統一地方選挙の年であることから、骨格予算として予算編成され、義務的経費を中心に計上した予算であります。雇用情勢など非常に厳しい地域経済の状況を見ながら計画的に実施している道路や公営住宅の継続事業や北光袋地地区に安心、安全な飲料水の供給を図るため水道の切りかえを実施するなど、新たな取り組みではありますが、必要に応じた予算が計上されているものであります。景気の回復がおくれ、市税収入では減少となっておりますが、地方交付税が増加傾向にあることなどから財政調整基金に積み立てを行い、まちづくりに備えるなど安定した財政運営が図られていると考えます。また、公用車の購入につきましては、経過年数、走行距離が更新基準を超えている中、安全性の確保が最優先であり、この際2台を1台の共用車として効率的に利用することは経済的にも有効と考えております。

以上のことから、私は厳しい経済環境において健全な財政運営を目指し、引き続き経費抑制にも努力が払われた予算であると考え、平成23年度一般会計予算については原案どおり可決すべきものと考えます。委員各位のご賛同をよろしくお願いを申し上げ、賛成の討論とかえさせていただきます。

○委員長 増田吉章君 次に、原案及び修正案に反対の討論を行う方は土田政己委員。

○土田政己委員 議案第8号 平成23年度砂川市一般会計予算に反対の立場で討論いたします。

本予算案は、骨格予算とされておりますけれども、市長の予算編成方針でも述べられているように、地域経済の状況を見据えながら緊急的な課題については予算措置をしたと述べられていますが、今、日本の経済は極めて深刻な危機にあります。このようなときに地

方自治体の最大の任務は、長引く不況、深刻な経済危機のもとで福祉や教育を充実させ、基幹産業である農業や中小企業を守り、市民の暮らしをいかに守る予算編成をするかということが強く求められております。本予算案を見ますと、南吉野、石山団地の公営住宅の継続工事、ハートフル住まいる助成事業継続など市民の声を反映した内容もありますが、今市内では中小企業の倒産や廃業が相次ぎ、農家の離農もふえており、失業、雇用問題も極めて深刻であり、緊急対策が必要であります。全く予算措置はとられておりません。骨格予算であっても緊急対策を行い、中小企業や商店などを守るべきであります。また、今子育て支援対策が緊急に求められておりますが、政府は国民の声に押されて制度改正し、交付税措置がされているにもかかわらず、就学援助制度は改善は行わず、幼稚園への補助金や保育所、学童保育などの予算は増額どころか逆に減額されております。一方、責任問題を明確にしないまま土地開発公社の土地購入に6,000万円を超える多額の税金を投入したり憲法違反の後期高齢者医療制度を批判なく受け入れることは市民の理解を得ることはできません。

よって、本案に賛成しがたく反対をいたします。

○委員長 増田吉章君 次に、修正案に賛成の討論を行う方についてですが、沢田広志委員。

○沢田広志委員 それでは、修正案に賛成の立場で討論をさせていただきます。

賛成についての提案については、先ほど提案理由を述べさせていただいておりますが、いま一度お話をさせていただきたいと思っておりますが、今現在砂川市内では廃業または破綻といったような部分での非常に悪化しているような状況でもあります。そういった景気の良い話がない中で、またさらには市民サービスにおいても平成16年の行財政改革で削減に次ぐ削減が行われましたが、これまで復活あるいは見直された事業が少ないような状況でもあります。こういった非常に厳しい現状の中で市長、議長共用車の購入はとても市民の理解が得られるものとは考えられません。このようなことを含めながら、私どもは修正案に賛成の立場で討論とさせていただきます。どうか委員各位のご賛同をいただきますことをお願い申し上げます。

○委員長 増田吉章君 一ノ瀬弘昭委員。

○一ノ瀬弘昭委員 このたび一般会計の審議あるいは審査に当たりますには、議場あるいはこの場で質疑させていただきまして、この新車の購入につきましては鬼気迫る状況にはない、まだ十分に現状の車で使用可能だということが明らかになったわけでありまして、また、私の調べによりますと、社団法人日本自動車販売協会連合会の軽自動車を除く普通自動車の新車乗用車販売台数統計によりますと、2005年1月現在ではカローラ、フィット、デミオ、パッソなどコンパクト大衆車が上位を占めるものの、10位に高級車のトヨタクラウンがランキングされておりましたけれども、2010年1月の調べではカローラやフィットなど比較的安価な大衆車に加えてプリウスやインサイトなどの比較的安価に設

定されたハイブリッド車が上位にランキングされております。一方、先ほど申し述べましたが、2005年1月に10位にランキングされていたトヨタクラウンは、29位にまで売り上げは落ち込んでいるところであります。これは、景気の低迷が好転していないことは言うまでもなく、それにも増して個人所得が年々低下していることを意味しております。これは、厚生労働省の国民生活基礎調査のデータ中、所得の推移とも合致していることはあえて私が言うことでもなく、皆様のご承知のことであると思っております。したがって、質疑の一部に格下のグレードにダウンするとのお話もありましたけれども、このたびの高級車クラウンの新車での購入は大きく住民意識あるいは住民の生活レベルに対し大きく乖離したものであり、到底理解しがたい予算計上であると、私は砂川市民の負託を受けた議員の立場からしても言わざるを得ません。

加えて、本会議場における総括質疑及びこの場での質疑の中でも今後予想される修理と維持管理の経費をご答弁をいただきましたけれども、早急に市長の業務に支障を来すような故障ではないのではないかとということが明らかになりました。

以上の理由から、市長公用車の必要性和重要性は私も十分に理解しておりますし、市長には市民のために効率的で効果的な仕事をしていただきたいと心から思いますけれども、今必要に迫られて緊急に必要な予算だとは思いませんので、今新しい車を購入すべき時期ではないと私は判断いたします。市長公務には、今所有している車両をいま一度大切に、十分予算化された予備費において維持管理していただき、もうしばらく市民同様に辛抱してお使いいただきたいことを最後に申し上げ、修正案に賛成いたします。

○委員長 増田吉章君 これで討論を終わります。

これより採決をします。

まず、議案第8号に対して小黒弘委員外1名から提出された修正案について、起立により採決をいたします。

本修正案に賛成の方は起立願います。

〔起立少数〕

起立少数であります。

したがって、小黒弘委員外1名から提出された修正案は、否決されました。

これより議案第8号の原案について、起立により採決をします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎散会宣告

○委員長 増田吉章君 当委員会は、本日はこれで散会いたします。

散会 午後 3時51分